

働くもののいのちと健康を守る全国センター

## 第26回総会議案・資料集

### ◆総会スローガン(案)

「健康で安全第一」の担い手をすべての職場で育てよう

### 第26回総会役員(案)

- 1、総会議長 医労連：大谷千秋代議員／大阪センター：堀谷昌彦代議員
- 2、資格審査委員 京都センター：船岩充代議員／全教：小林俊輔代議員  
理事会から清岡副理事長
- 3、議事運営委員 神奈川センター：岡 琢也代議員／自治労連：嶋林弘一代議員  
理事会から西澤副理事長

### 第26回総会 議事日程(案)

- 13:30-13:35 開会あいさつ&議長選出  
13:35-13:40 議長あいさつ&総会諸役員の任命  
13:40-13:50 理事長あいさつ  
13:50-13:57 来賓あいさつ 日本共産党 倉林明子参議院議員  
13:57-14:00 資格審査報告・議事運営報告  
14:00-14:22 議案の提案 活動方針案 : 秋山事務局長  
14:22-14:35 決算報告・予算案提案：岡村次長、会計監査報告：木田監査  
14:35-15:45 休憩  
14:45-15:45 討論：1人6分で10人程度 (発言通告用紙提出)  
15:45-15:55 休憩  
15:55-16:10 総括答弁：秋山事務局長  
16:10-16:12 採択  
16:12-16:16 次期役員選出  
16:17-16:25 新役員紹介 退任役員あいさつ  
16:25 総会役員解任  
16:25-16:30 閉会あいさつ・終了



### <議案>

- ◇第26回総会活動方針(案) P.3
- ◇「いの健」結成25年を新たな出発点とした目標と課題(案) P.14
- ◇2023年度決算(案)・2024年度予算(案)・会計監査報告 (別冊) .
- ◇新役員推薦名簿 P.24

### <メッセージ・祝電(敬称略)> P. 25

- ◆ILO 駐日代表 高碕 真一
- ◆全国建設労働組合総連合 中央執行委員長 中西孝司
- ◆日本共産党 参議院議員 山下芳生
- ◆日本共産党・衆議院議員 宮本徹
- ◆全国保険医団体連合会 会長 住江憲勇

### <資料・いの健全国センター声明・談話など> P. 30

- メリット制適用事業主の不服申立の取扱いに関する検討に対する見解
- 医療・介護従事者の新型コロナ感染による労災給付について労災保険料のメリット制算定から除外の継続を(見解)  
ゆきとどいた教育の実現に向け、教職員の健康と安全を守れ(声明)
- 石綿健康被害救済小委員会報告「石綿救済制度の施行状況及び今後の方向性について」に対する見解
- 建設アスベスト給付金制度についての改善要請書

### <情勢関係> P. 40

- 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数
- 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会・認定審査結果
- PFAS 発がん性認定 (IARC)

### <加盟団体等より> P. 45

- ◆九州セミナー
- ◆埼玉センター 理化学研究所向け署名(別紙)

### <当面の日程>

- 12月21日(木)16:00～18:00 労働基準行政検討会
- 2024年
- 1月17日(水)12:30～15:00 第1回四役会議
- 2月18日(日)14:00～16:30 化学物質と健康研究会(大阪)
- 2月29日(木)13:30～16:00 第1回理事会

# 働くもののいのちと健康を守る全国センター

## 第 26 回総会活動方針（案）

### 第 26 回総会スローガン

「健康で安全第一」の担い手をすべての職場で育てよう

#### はじめに

新型コロナウイルスが 5 月 8 日から感染症法上 2 類相当から 5 類へと変更され、経済活動はコロナ禍前を取り戻したかのようです。しかし、医療・福祉の現場では、感染クラスターが相次ぐなど、その危険性が去ったわけではありません。コロナ禍は、ケア労働の重要性を社会的に広げました。しかし、依然として労働条件は低く、人材確保の難しさは厳しさを増す一方です。

同時にコロナ禍は、私たちに多くの課題と教訓をもたらしました。例えば、感染症に対する予防や経済的弱者への支援の弱さ、経済的・社会的活動を支える公的産業などで働く労働者が雇用不安定で労働条件が低いことなどです。

新自由主義経済では競争が重んじられ、社会で助け合う活動は「自助」が基本とされます。そのため、公的部門は次々と民営化され、公的人員は削減され続けてきました。加えて、労働の担い手は雇用が不安定な非正規労働者が中心となり、労働者は常に評価・競争に晒され、精神的ストレスが高まる一方です。

現代の産業構造は第三次産業が主体となっており、対人サービスを行う産業に従事する労働者が大多数を占めています。対人サービスを行う産業では顧客を満足させることが企業利益につながるため、労働者は、使用者による評価だけでなく顧客からの評価にもさらされることになり、日常的にハラスメントの被害者となりやすい構造があります。

しかし、他産業の状況を見ても、ハラスメント対策をはじめとする労働安全衛生が社会の中に根付いているとはいえない状態が続いています。働くもののいのちと健康を守るには、使用者責任を果たさせるだけでなく、労働安全衛生法を社会や生活全体に浸透させ、労働者よりも顧客を大事にする社会の常識を変えていくことが必要です。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、結成から 25 年を迎えました。結成 20 年を機に「新たな出発」をめざした方針を確立しましたが、20 年目の直後から、コロナ禍によって多くの活動が制限されてきました。そのため、会議の開催をはじめすべてのとりくみを中断せざるを得ない状況となりました。2023 年 5 月から感染症としての類型が変更されましたが、活動に制限が加えられ続けたことの影響は大きいものでありました。

今後は、こうした状況をふまえつつ、新たな飛躍に向けたチャレンジが求められています。

本総会では、ここに結集するすべての組織が全国センターの果たすべき役割を共有し、「健康で安全第一」をすべての働くものに根付かせること、そして次世代に運動を継承すべく、全国センターの活動を前進させていこうではありませんか。

## 1 一年間の経過

### (1) 前回総会以降の活動経過（2022年12月7日～2023年12月5日）

2022年

<12月>

07日（水） 第25回総会

2023年

<1月>

06日（金） 広報委員会

18日（水） 第1回四役会議

30日（月） 広報委員会

<2月>

01日（水） 第1回理事会

01日（水） 全教と懇談

03日（金） 広報委員会

08日（水） アスベスト対策委員会

09日（木） 労働基準行政検討会

21日（火） 季刊誌編集委員会

<3月>

01日（水） 第2回四役会議

03日（金） 広報委員会

12日（日） 過労死防止学会幹事会

27日（月） 地方センター部会

28日（火） 過労死防止について考える議員連盟役員会

<4月>

01日（土） 化学物質と健康研究会

05日（水） 季刊誌編集委員会

05日（水） 広報委員会

12日（水） 第2回理事会

13日（木） 労働基準行政検討会

26日（水） アスベスト対策委員会

28日（金） 労働安全デー（厚生労働省前宣伝・厚生労働省要請）

28日（金） 労働法制中央連絡会「批判検討会」

<5月>

10日（水） 産業衛生学会（～12日）

11日（木） 広報委員会

15日（月） 地方センター部会

17日（水） 厚生労働省交渉

22日（月） 「労災保険制度事業主不服申立問題」院内集会

26日（金） 労働法制中央連絡会「新しい労働政策を考える会」

27日（土） 読者サロン

- 31日(水) 第3回四役会議
- <6月>
- 01日(月) 広報委員会
- 07日(水) 第3回理事会
- 09日(金) 季刊誌編集委員会
- 10日(土) 九州セミナー「課題別セミナー」
- 17日(土) 建設アスベスト関係者懇談会
- 19日(月) 労働法制中央連絡会「新しい労働政策を考える会」
- 22日(木) 地方センター部会
- 24日(土) 第50回医療研究全国集会(～25日)
- <7月>
- 03日(月) 広報委員会
- 05日(水) 第4回四役会議
- 09日(日) 化学物質と健康研究会
- 14日(金) 岩手センター学習会
- 15日(土) 過労死防止全国センター第10回総会
- 19日(水) アスベスト対策委員会
- 20日(木) 労働基準行政検討会
- 22日(土) じん肺キャラバン実行委員会
- 29日(土) 日本社会医学会総会
- 30日(日) 日本社会医学会総会
- <8月>
- 01日(火) 広報委員会
- 02日(水) 第4回理事会
- 04日(金) 事務局体制検討小委員会
- 05日(土) 読者サロン
- 05日(土) 季刊誌編集委員会
- 14日(月) いわて労連「労働安全衛生基礎講座」
- 24日(木) 労働法制中央連絡会「新しい労働政策を考える会」
- 26日(土) 日本産業精神保健学会
- 27日(日) 日本産業精神保健学会
- 30日(木) 地方センター部会
- 31日(金) ALPS処理水の海洋放出中止を求める院内集会
- <9月>
- 02日(土) 過労死防止学会幹事会
- 04日(月) 広報委員会
- 06日(水) 第5回四役会議
- 09日(土) 過労死防止学会
- 10日(日) 過労死防止学会
- 14日(木) アスベスト解体対策連絡会準備会

- 20日(水) 韓国非正規労働センター
- 21日(木) 民主労総・公共運輸労働組合
- 21日(木) ソウル市感情労働従事者権利保護センター
- 22日(金) 労働環境健康研究所 20周年シンポジウム
- 23日(土) グリーン病院 20周年記念シンポジウム・レセプション

<10月>

- 02日(月) 広報委員会
- 04日(水) 第5回理事会
- 05日(木) 労働法制中央連絡会総会
- 06日(金) 事務局体制検討小委員会
- 15日(日) 第6回四役会議
- 19日(木) 労働基準行政検討会
- 21日(土) 季刊誌編集委員会
- 23日(月) じん肺キャラバン集結集会・省庁要請・企業要請
- 24日(火) じん肺キャラバン国会請願デモ・省庁要請
- 26日(木) アスベスト対策省庁要請

<11月>

- 01日(水) 第6回理事会
- 01日(水) アスベスト対策委員会
- 29日(水) 第7回四役会議

<12月>

- 03日(日) 化学物質と健康研究会
- 06日(水) 第7回理事会

(2) とりくみの総括

いの健全国センターでは、各委員会・研究会、理事会などで、働くもののいのちと健康に関する諸制度に対して、労働者・被災者の立場から積極的な意見、見解を述べてきました。今年度は特に、精神障害の労災認定基準、石綿救済法について行政での見直しが進められ、該当する検討会などに繰り返し意見を提出してきました。

昨年の総会直後、「メリット制適用事業主の不服審査申立の取り扱い」に関する見解を公表しました。これは、メリット制適用事業主が、保険料率の引き上げに対する不服制度の創設を行うことに対するものです。

9月に行った韓国訪問では、政権交代によって労働組合に対する攻撃が強まっていることが確認できました。しかし、改悪を許さない果敢なたたかいに挑み続けています。日本でも韓国のたたかいに学び、勝利に向けて活動を継続することが必要です。

いの健全国センターは、加盟組織との連携を深め、社会的な発信力を強めつつ、働くもの誰もが安心して働き続けられる社会の構築に向け、奮闘しなければなりません。

以下、具体的なとりくみについてふりかえります。

① 労災保険制度に関する取り組み

12月7日に「メリット制適用事業主の不服申立の取り扱いに関する検討に対する見解」に対する見解を表明しました。背景にあるのは、保険料率引き上げの原因となった労災保険支給が不当であるとして提訴された裁判にあります。そもそも労災保険支給決定は、使用者の責任によって発生した事故に対する給付であり、支給決定が不服とする申立が可能となれば、被災者に労災保険支給申請をためらわせるばかりか、保険制度そのものの根底を崩しかねません。当該裁判は、最高裁に上告されていますが、高裁の判断が維持されれば、労災保険支給決定に対する不服申立が可能となります。こうしたことを許さないためには、運動を広げていくことが求められています。

政府・厚生労働省が行おうとした感染症法の類型を見直す動きに対しては、全日本民医連とともに交渉を行い、現場実態などをふまえ見直しは早計との意見を表明しました。しかし政府は、5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類へと見直しました。見直し以降、社会・経済活動が大きく変化しました。一方で、医療現場では多くの感染者に対する対応が迫られるなか、感染者を出さないために懸命の対応が続けられましたが、多くの職場でクラスターが発生するなど、医療・救急現場のひっ迫状態が続きました。

また、厚生労働省がコロナによる労災給付について、メリット制保険料の算定対象とする方針を打ち出したことから、全日本民医連にも働きかけ、算定対象としないよう強く求めましたが、厚生労働省は、見直しを強行しました。これにより、類型変更以降のコロナ感染症による労災給付が激減しています。いの健全国センターとして懸念した事態が進んでいます。

労災保険料のメリット制適用事業主による不服申立に関わっては、昨年の総会後に見解を表明しましたが、社会的な悪影響を及ぼしかねないことから、過労死家族の会や弁護士とともに過労死防止について考える議員連盟の役員と懇談しました。裁判は最高裁に上告されており、社会的な世論により不当な判決を許さない対応が求められています。

## ② 労災認定基準の見直しなど労働基準行政検討委員会のとりくみについて

厚生労働省は、精神障害労災認定基準見直しについて検討会での議論を進め、7月4日に報告書がまとめられました。いの健全国センターでは検討会の進行にあわせて意見書を提出してきました。また、報告書に対して8月2日に行った理事会で議論を行い、意見をとりまとめて提出しました。

新しい認定基準は部分的ではありますが改善がはかられたものとなりました。さらに抜本的な改善を迫ること、「症状固定・治癒」の問題など注視すべき課題となっています。

労働基準行政検討委員会では、今年度2月9日、4月13日、7月13日、10月19日の4回開催し、労災認定基準の見直しに対する評価や意見交換、相談事例の検討、厚生労働省の「個人事業者等に対する安全衛生対策の在り方に関する検討会」の議論についての分析・評価などを行ってきました。

## ③ アスベスト給付金の改善要求などアスベスト対策委員会のとりくみについて

環境省は、石綿健康被害救済小委員会において検討を進めてきましたが、被災者などから強い改善要望があるにもかかわらず、改定の必要はないとの報告書を取りまとめました。こうした動きを察知し、委員会で見解をとりまとめることとして議論を行ってきました。また、石綿障害予防規則の改正に対するパブリックコメントが募集されていたため、意見を提出するため議論を行いました。その結果、7月19日に見解を公表し、パブリックコメントについても提出を行いました。

今年度アスベスト対策委員会は、2月8日、4月26日、7月19日、11月1日に開催し、建設アスベストのとりくみ状況を交流・確認するとともに、とりくみの意思統一を図ってきました。また、建

設アスベスト給付金制度についての関係団体懇談会を主催し、厚生労働省への制度改善申し入れなどを実行しました。

④ 化学物質のリスク評価など化学物質研究会のとりくみについて

化学物質と健康研究会は、4月1日、7月9日、12月3日に開催しました。当初はZOOMによる会議としていましたが、7月9日から集合開催としました。会では、職業ガンをなくす患者と家族の会などから事例が出され、裁判闘争や相談対応について意見交換が行われました。

厚生労働省は、「化学物質管理に係る専門家検討会」で2月10日に報告書を取りまとめました。昨年5月に公布された、労働安全衛生法による新たな化学物質規制を円滑に施行するため、技術的な事項を専門家が検討した結果を取りまとめたとしています。リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める基準以下としなければならないことが規定されたことを踏まえ、報告書では、物質ごとのばく露の濃度の基準値（濃度基準値）とその適用の考え方や、今後の濃度基準値設定の進め方などが整理されたとしています。

厚生労働省は、国が行う化学品の分類（日本産業規格Z7252（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類）の結果、危険性又は有害性があるものと区分された全ての化学物質を、労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づく化学物質の譲渡・提供時の容器等への名称等の表示及び法第57条の2第1項の規定に基づく文書の交付等による相手方への通知に関して、ラベル表示及びSDS交付等を行わなければならない化学物質とする考え方に転換しました。引き続き、問題点を監視する必要があります。

⑤ その他の専門委員会のとりくみなどについて

季刊誌編集委員会は、季刊発行として情勢に応じた特集記事を掲載しています。昨年の冬季号は「食をつくる農業を安全・確実に」、春季号は「人間を育てる学校を健康職場に」、夏季号は「女性の労働と健康」を特集号として発行してきました。

また、オンラインによる読者サロンを開催し、読者と編集部を結びつけ、より関心を持ってもらえる課題で意見交換を行いました。さらには、季刊誌読者の声を集めるため、新たなページを設けています。

通信では、トップ記事を中心に掲載記事について企画会議を経て、編集作業を行っています。各地方・団体のとりくみを交流することにも注意を払いました。なお、「私の一冊」欄は、理事の輪番制として記載していただきました。

⑥ 地方センターや単産との連携強化について

地方センター部会は、3月27日を皮切りに、5月15日、6月22日、8月30日に開催してきました。部会では、交流会を開催するべく準備を進め、9月21日に開催することとしましたが、韓国の労働環境健康研究所から20周年記念シンポジウムへの招待により、日程が確保できなくなったため、改めて開催することとして調整を行いました。

単産単担当者会議については、日程の調整が行えず開催することができませんでした。

⑦ その他について

機関会議については、年間スケジュールを明確にして開催してきました。理事会・四役会議とも時



間の確保が厳しく、2 時間という制約の中でオンラインによる会議となり、不十分との指摘も寄せられました。

コロナ禍から一区切りしたこともあり、開催方法などについて従前の方法に戻すなど検討が必要です。オンラインによる会議参加は、移動時間をなくすなどの効果とともに参加者を拡大することができるメリットがあります。一方で、集合開催による会議には参加者間の交流が深まり、やりとりの中で問題解決の糸口がつかめるなど、信頼関係が強まる効果が高いことが確認できます。

機関会議は全国センターの活動の根幹をなすものであり、会議の運営方法・開催方法について十分な議論を行うことが必要です。

## 2 いのちと健康を守るとりくみにかかわる情勢

### (1) わたしたちが生きる世界の平和と経済情勢

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻以降、大国間における覇権争いが強まり、経済紛争とともに世界各地で一触即発の事態がおきかねない状況が続いています。その最中、ハマスによるイスラエス侵入と住民を人質にする蛮行が行われ、強く反発するイスラエルがガザへの攻撃を強め、1 万人を超える市民が犠牲となっています。市民の犠牲や人種殲滅をいとわないイスラエルの姿勢は許されるものではありません。さらなる被害者の拡大が懸念される中、世界各地で即時停戦を求める声が上がっています。

日本政府は、アメリカ政府の言いなりとなって軍備拡大を進め、イスラエルなどに即時停戦を求める国連決議を棄権するなど、戦争する国への道を突き進んでいます。2023 年通常国会では、防衛産業を国有化することを可能とする法案も成立させています。

気候危機の問題も深刻です。東京都では、気象庁の観測データによると 2023 年 7 月 6 日から 9 月 7 日までの 64 日間連続真夏日を記録しました。その後も 13 日間の真夏日を記録したほか、11 月にも夏日を記録するなど異常な暑さが続きました。全国各地で大雨による自然災害が頻発しています。

円安に歯止めがかかりません。2022 年 1 月 4 日時点における東京市場での円相場は 1 ドル 115 円余りであったものが 2023 年 1 月 4 日時点では 130 円余りとなり、2023 年 10 月には 150 円となりました。経済産業省の調査によると、レギュラーガソリンの全国平均現金価格は 2023 年 8 月に 186 円台となりましたが、10 月には 173 円ほどと若干下がりましたが、高止まりしています。

国際総生産（GDP）は、2023 年 4～6 月期に緩やかな回復基調とされましたが、内需の弱さが指摘されています。政府の経済対策により、電気・ガス料金やガソリン販売に関する補助金が支給されていますが、2023 年度補正予算で措置が継続される見通しとなっています。

物価上昇が続く一方、物価高を上回る賃金の上昇はみられないことから、毎月勤労統計調査では 17 ヶ月連続で実質賃金がマイナスとなっています。労働者の生活悪化は深刻さをましており、大幅な賃金引き上げで生活改善を図ることが求められています。

### (2) 働くものの健康と安全をめぐる情勢

労働災害の発生状況では、厚生労働省の 2022 年（令和 4 年）における労働災害発生状況「死亡災害発生状況（確定）」のとおり、死亡者数は 778 人から 774 人に減少しています。

しかし、死傷災害発生状況では件数が増加しています。また、労災給付の支給状況では、療養（補償）等給付の金額を除き増加しています。

令和4年における死亡災害発生状況 (確定)

(確定)

業種	令和4年(1~12月)		令和3年(1~12月)		平成29年(1~12月)		対令和3年比較		対29年比較	
	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	774	100.0	778	100.0	978	100.0	-4	-0.5	-204	-20.9
製造業	140	18.1	131	16.8	160	16.4	9	6.9	-20	-12.5
鉱業	4	0.5	11	1.4	13	1.3	-7	-63.6	-9	-69.2
建設業	281	36.3	278	35.7	323	33.0	3	1.1	-42	-13.0
交通運輸事業	9	1.2	8	1.0	18	1.8	1	12.5	-9	-50.0
陸上貨物運送事業	90	11.6	89	11.4	137	14.0	1	1.1	-47	-34.3
港湾運送業	1	0.1	4	0.5	8	0.8	-3	-75.0	-7	-87.5
林業	28	3.6	30	3.9	40	4.1	-2	-6.7	-12	-30.0
農業、畜産・水産業	23	3.0	41	5.3	35	3.6	-18	-43.9	-12	-34.3
第三次産業	198	25.6	186	23.9	244	24.9	12	6.5	-46	-18.9

- (注) 1 死亡災害報告より作成したもの。  
 2 「-」は減少を示す。  
 3 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 4 「第三次産業」については別掲。  
 5 平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載している。  
 6 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

令和4年における死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)

(確定)

業種	令和4年(1~12月)		令和3年(1~12月)		平成29年(1~12月)		対令和3年比較		対29年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	132,355	100.0	130,586	100.0	120,460	100.0	1,769	1.4	11,895	9.9
製造業	26,694	20.2	26,424	20.2	26,674	22.1	270	1.0	20	0.1
鉱業	198	0.1	216	0.2	209	0.2	-18	-8.3	-11	-5.3
建設業	14,539	11.0	14,926	11.4	15,129	12.6	-387	-2.6	-590	-3.9
交通運輸事業	2,928	2.2	2,696	2.1	3,314	2.8	232	8.6	-386	-11.6
陸上貨物運送事業	16,580	12.5	16,355	12.5	14,706	12.2	225	1.4	1,874	12.7
港湾運送業	329	0.2	360	0.3	331	0.3	-31	-8.6	-2	-0.6
林業	1,176	0.9	1,234	0.9	1,314	1.1	-58	-4.7	-138	-10.5
農業、畜産・水産業	3,162	2.4	3,176	2.4	2,781	2.3	-14	-0.4	381	13.7
第三次産業	66,749	50.4	65,199	49.9	56,002	46.5	1,550	2.4	10,747	19.2

- (注) 1 労働者死傷病報告より作成したもの。  
 2 「-」は減少を示す。  
 3 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送事業と陸上貨物取扱業の合計値。  
 4 「第三次産業」については別掲。  
 5 平成29年は、第13次労働災害防止計画の基準年であるため、比較のため数値を掲載している。  
 6 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

	療養(補償)等給付			休業(補償)等給付		
	件数	日数	金額	件数	日数	金額
2021年度	3,709,624	71,261,192	248,436,338,830	606,292	17,019,208	95,470,836,054
2022年度	3,923,447	73,957,982	241,353,297,546	693,777	18,176,831	101,736,854,500

10月13日に公表された過労死等防止対策白書では、大綱で指定された自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療、建設業及びメディア業界の7業種等が調査研究の重点業種等とされ、それらの7業種等を中心に調査・分析が行われました。

その一つであるメディア業界に関する労災支給決定（認定）事案に関する分析では、脳・心臓疾患事案は2012年度の8件をピークに減少傾向となっており、2010年からの11年間で総数は35件（年平均3.2件）。精神障害事案は増加傾向となっており、11年間の総数は113件（年平均10.3件）。また、11年間の総数の男女別では、脳・心臓疾患事案は男性29件（82.9%）、女性6件（17.1%）、精神障害事案は男性60件（53.1%）、女性53件（46.9%）であった。

2023年通常国会で成立した「フリーランス法」にもとづき、厚生労働省の「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」で報告書が10月27日にとりまとめられました。これにより、労働者と同じ場所で就労する者は、労働者以外の者であっても同じ安全衛生水準を享受すべきであり、その実現のため以下の対策を講じるとして、①作業場所を管理する者（事業者）が当該場所で就労する者を保護する、②労働者と同じ場所で就労する者（個人事業者、その他の作業員）は、自身の安全衛生確保に加え、同じ場所で就労する者に危害が生じないように、必要な事項を実施する（上記①に対応した措置等）ことが確認されました。

アスベスト対策法に関わっては、環境省の石綿健康被害救済小委員会において「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」が取りまとめられました。とりまとめは、被害者をはじめ支援団体が強く望んだ改正事項は何ら措置されず、現行を維持するというものであり、到底認めることができません。

外国人技能実習制度の見直しに向け、入国管理庁の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」は、5月11日に中間とりまとめを行い、10月には最終報告書のとりまとめに入っています。最終報告では、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設し、基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成することが盛り込まれる見通しとなっています。また、現行の特定技能制度は、適正化を図った上で存続させるとしています。外国人労働者の人権を守り、安心して働き続けることができる制度にさせることが必要です。

「働き方改革」による残業時間の上限規制による適用除外業種について、2024年4月から上限規制が適用されます。道路運送業をはじめいずれの職種においても人手不足がいわれており、夜勤における宿日直制度の安易な拡大ともあいまって、骨抜きにされかねません。労働者が安全・安心して働き続けられるようすべての労働者の時間短縮を図っていくことが求められます。

岸田政権は「三位一体の労働市場改革」をかけた、①リ・スキリング（学び直し）、②職務給（ジョブ型人事）、③労働移動の円滑化をすすめようとしています。成果型賃金の促進とリストラ誘導、無効な解雇を金銭解決する制度や、裁量労働制の拡大、雇用には頼らない働き方への誘導など、労働者に自己責任を押し付ける労働政策です。いずれも、労働者を保護する労働法制を解体して経営者の雇用責任をなくす方向です。成果主義の拡大や雇用から自己責任による労働を強いる狙いは、労働組合つぶし、労働組合を骨抜きにする施策につながり、その点からも放置することが出来ないものです。

アメリカでは、労働組合に対する期待値が高まっており、組織される人々が植え続けています。また、UAWをはじめ全米俳優組合などがストライキに立ち上がり、数年間で20%以上の大幅賃上げを勝ちとるなど大きな成果を上げています。日本でもヤマト運輸による一方的な雇い止め通知を撤回させるなど、たたかいは前進しています。

(3) 健康で安全に安心して働き続けられる「労働安全衛生」と「安全第一」を根付かせよう

男女雇用機会均等法の制定以降、労働基準法の労働時間に関する期待が多様化されるとともに、コンビニなど小売業を中心として24時間・年中無休とする業種が増加してきました。こうした業種では、パート労働者の比率が高いこともあり、多くの労働者を必要としています。また、物流分野では長時間労働がまん延していますが、2024年からの上限規制により人材不足が加速すると言われて

います。  
24時間型社会では、便利さがある一方で多くの労働者が24時間働き続けなければなりません。人口減少が急速に進行する現代社会においては、24時間型社会を見直す必要があります。また、少子化対策としても、男女ともに家庭責任が果たせるゆとりある働き方に変えることも必要です。

国際社会においてもジェンダー平等が強く意識されていますが、それだけでなく、多様な人々の人権を尊重する観点から、LGBTQ・障害者の人権に対する配慮も欠かせません。同時に、持続可能な社会の実現のためにも、気候正義を図るためにも、再生可能エネルギーの利用拡大も図っていくことが必要です。

多くの地方センターでは、相談活動を通じて労災給付の支給が受けられるようにするなど被災者に対する支援をとりくんでいます。いっそうの強化を図るとともに、ハラスメントによる精神疾患を根絶すべく、ハラスメントのない職場づくりが求められています。

労働者個々人の事情に応じた働き方を尊重することと、過労死など働き過ぎを防止するために法律による規制をかけることのバランスを図っていくために、テレワーク等が労働者にとってより良い制度となるよう現場の状況をしっかりと把握することが必要です。

いずれにしても、働くものすべてが安心して働き続けることができるよう、「労働安全衛生」と「安全第一」を職場に根付かせることが重要です。

本総会では、いの健全国センターの果たすべき役割を全体で共有し、「健康で安全第一」をすべての働くものに根付かせること、そして次世代に運動を継承すべく意思統一を図ります。

### 3 活動方針と具体的にとりくみ

(1) 活動の基本方針

社会一般に働くものの「健康で安全第一」が基本であることを広められるよう積極的な発信を心がけます。同時に社会保障の充実を求める運動も必要です。コロナ禍は、私たちに多くの教訓と課題を残しました。会議や学習会の開催方法では、オンラインを活用することによって参加しやすくなった面があります。一方で、オンラインでは議論が深まらないといったマイナス面も見ておく必要があります、いずれにしても、会議や学習会などの開催方法を適切に設定することが求められます。

何よりも「人づくり」が重要です。職場における安全衛生活動を担える人を育成しなければ、専門家は育ちません。本年度は何よりも担い手づくりを重視します。役割と使命を果たし続けるため、結成25年を節目に新たな発展と次世代育成を重点としてとりくみを進めます。

また、政府が進める「働き方」改革によって働くもののいのちと健康が脅かされないように政策提言など研究活動を強化します。

単産・地方センターとの関係を密にし、交流などを通じて安全衛生活動の活性化をめざします。

## (2) 具体的な活動

活動の基本方針に基づいて、以下の活動を行います。

### ① 職場の担い手を育成するとりくみ

安全衛生活動の原点は、職場です。職場で事故が発生しないよう注意を払うことが必要ですが、労働組合活動の低下もあり、安全衛生活動がおろそかにされかねません。職場での担い手をつくり、継承していくことを重視し、オンラインを活用したカレッジの開催に向けた準備をすすめます。

### ② 「過労死防止大綱」見直しへの対応

過労死防止法制定 10 年であり、過労死防止大綱の見直しを行う年にあたります。過労死防止大綱の見直しに対し、過労死防止に向けた施策の充実などの意見が反映されるようとりくみを行います。

### ③ 研究活動などの活性化

化学物質研究会、アスベスト対策委員会、労働基準行政検討会での研究活動により、政策提言づくりなどの活性化をめざします。

自己管理、自己責任が強調され、使用者の安全配慮義務が弱められる恐れがあることから、基本的な考え方などについて各研究会での議論を進め、提言などとしてまとめることをめざします。

### ④ アスベスト対策の強化

石綿救済法の改正に向け、院内集会の開催などを検討します。基金の用途を拡大することについて関係団体との協議などを検討します。

### ⑤ 「感情労働研究会（仮称）」の設置に向けて

労働組合、医師、弁護士、公認心理師、臨床心理士、研究者、メンタルヘルス不調者の労災認定援助支援者など幅広い人々が参加する「感情労働研究会（仮称）」を立ち上げ、実態調査・研究に基づき、「感情労働」に関する知識の普及及び政策提言を行うことをめざします。

### ⑥ 単産・地方センターとの交流

地方センター部会での検討をもとに、地方センター交流集会を 12 月 7 日に開催し、活動の実態交流などを行います。その上で、全国センターとしての問題意識などを検討する交流会を行います。

地方センター・単産で取り組んでいる相談事例について症例検討の開催を検討していきます。また、事例の収集により、認定基準、制度・政策改善要求を労働基準行政検討会を中心に進めていきます。

単産担当者会議については、開催に向けた検討を進め、WEB 併用での開催をめざします。

### ⑦ 情報発信の強化

季刊誌「働くもののいのちと健康」を発行し、読者拡大をめざします。とりくみの一環としてオンラインによる読者サロンを開催します。読者サロンでは、分散討論などを行いながら定着をめざします。HP による単産・地方センターのとりくみ周知などを図り、交流の場を提供します。

SNS などを活用した社会的な発信力の強化をめざします。

⑧ 政策提言と関連団体との共同したとりくみ

研究会での議論などをもとにして、政策提言をまとめます。まとめた政策提言は、厚生労働省をはじめとする関係機関に提出するとともに、単産・地方センターでの学習を進めます。

労働法制中央連絡会を始め、過労死等防止対策推進全国センター、過労死弁護団全国連絡会議、じん肺キャラバン実行委員会など、関係団体との共同を広げます。

⑨ 全国センターの強化

理事会・四役会議を定例で開催し、活動の具体化を図ります。そのため、事務局での連携を密にし、ながら情報伝達など意思疎通を強化します。

(3) 結成 25 年を新たな出発点にした目標と課題の具体化

1998 年 12 月に結成された「働くもののいのちと健康を守る全国センター」は、結成 25 周年を迎えました。結成 20 年を迎えた 2018 年 12 月には、「20 年目を迎える『いの健』の目標と課題」を確認し、活動を進めてきました。しかし、2020 年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、活動が大きく制約され、十分なとりくみを行うことができませんでした。

全国センターをはじめ地方センターでは、「人づくり」がいつそう大きな課題となっています。豊富な知識・経験を持つ人材が多いに越したことはありませんが、年齢の若い段階から身につけられるように育成することが求められます。

これらをふまえ、本総会に「結成 25 年を新たな出発点にした目標と課題」(案)を提起します。

以上

# 「いの健」結成 25 年を新たな出発点にした目標と課題（案）

2023 年 12 月 6 日

働くもののいのちと健康を守る全国センター

## はじめに

いの健センターは、2023 年に発足から 25 周年を迎えます。この間、社会は大きく変化しました。気候危機が叫ばれるなど人類の存続さえも危ぶまれる事態となっています。にもかかわらず、依然として過労死や過労自殺が相次いでいます。

わたしたちの活動により、厚生労働省の労働安全衛生対策は拡充されてきました。しかし、まだまだ不十分なところがあることは否めません。

2 年ぶりに各国代表が集まってジュネーブで 2022 年 6 月に行われた ILO 総会では、安全衛生に関する条約を中核的条約として位置づけ、中核 10 条約として加盟国に履行を迫っています。また、2022 年には安全衛生法施行 50 年を迎えました。国際的にも国内的にも労働安全衛生に対する注目が集まっています。

いの健全国センターは、結成 20 年を機に長期的なとりくみを明確にさせた「新たな出発」を提起し、とりくみを進めることとしました。しかし、直後に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、すべてのとりくみを中止せざるを得なくなりました。2023 年 5 月に感染症としての類型が変更され、インフルエンザと同じ扱いとなり、社会・経済活動がコロナ禍前と同様になりました。

コロナ禍は、わたしたちに多くの教訓と課題を残しました。そのことは、職場に労働安全衛生のとりくみが重要であることを強く印象づけることでもありました。

こうした中、いの健センターが 2023 年に結成 25 周年を迎えることとなりました。コロナ禍が、今日的な課題を多く浮かび上がらせています。改めて、いの健結成の目的を再確認し、これからの時代を切り拓く積極的な活動ができるようにするため、組織の垣根を乗り越えて知識と知恵を結集する活動を心がけます。

## 1 25 年間の活動を振り返る

### (1) 第 1 期 (1998 年～2002 年)

全国センターは 1998 年 12 月 15 日、働くものの労働・仕事や社会的要因により起こる健康障害と災害・疾病などを防止し、職場と地域の安全衛生の確保と完全な補償の実現のために、調査、情報収集、研究、政策提言などの活動を、関係団体（者）、専門家、地方・地域組織、海外の団体などと交流・連携、協力・共同して進め、働くもののいのちと健康・権利を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与することを目的に結成総会を開催しました。

具体的なとりくみとして、季刊誌「働くもののいのちと健康」を発行するとともに、セミナーを東西で開催したほか、全国交流集会の開催や研究会の開催などを通じ、労働省への申し入れなどを行っ

てきました。

また、地方センターの結成も相次ぎ、事務局長がILO総会に出席するなど、活動の幅は大きく広がりました。2002年には、「地方センター交流集會も初めて開催されました。

2001年には、中央省庁再編によって労働省と厚生省が統合され、厚生労働省が発足しています。

## (2) 第2期 (2003年～2007年)

2004年に行われた第7回総会で規約改正が行われ、常任理事会が廃止され理事会に一本化したほか、賛助会員を廃止して個人会員に一本化するなどの組織整備が行われ、いの健センターとしての役割が発足当初から変化しました。2005年には、東西で実施してきたセミナーについて、多くのブロックが毎年セミナーを行っていることや東北・東海・北陸でセミナーが開始されたことなどから、全国センターが実施する東西のセミナーは終了しました。

2005年には、公務災害認定闘争交流会を開催し、各地で行われている公務災害認定闘争について、交流などをはじめました。また労働安全衛生中央学校も開催しました。

2005年に「クボタショック」と言われたアスベスト問題が社会的に注目され、全国各地で相談活動が活発に行われました。2006年には国会行動や全国一斉電話相談などを行うとともに、地方センターでは「アスベスト対策センター」が設置されました。

トヨタを相手にした内野過労死事案の裁判では、2006年に地裁で勝利判決を勝ちとり、過労死問題が社会的にも大きく注目されました。

## (3) 第3期 (2008年～2012年)

全国センターは、2008年に「パワーハラスメント、長時間労働等による精神障害に関する事例検討会」を発足させたほか、「職場における心理的負荷表の見直し」で厚生労働省に申し入れを行いました。労働安全衛生に関するシンポジウムも積極的に開催し、2009年には10周年記念シンポジウムも行いました。いの健センターは政策提言の活性化でその組織を大きく発展させました。地方センターの結成では、2009年に茨城センターが結成され、地方センターがある都道府県は23になり、ブロックのセミナーも活発に開催されました。

2011年に発生した東日本大震災では、厚労省が発生時に勤務中のものの労災認定を行う通知を出したほか、関連通知が多く出されました。2012年には、関越自動車道高速バスで7人の乗客が死亡する重大事故が発生し、バス運転者の勤務実態などが大きくクローズアップされました。

## (4) 第4期 (2013年～2017年)

2013年には過労死等防止対策推進法が、全会一致で成立しました。全国センターは、法の成立に向けて様々なとりくみを行ってきました。翌年から11月が過労死防止月間と定められ、全国で厚労省主催のシンポジウムが開催されるなど、社会的な啓発事業が進められることとなりました。また、ブラック企業対策として、労働法違反企業に対する是正勧告を行った企業名を公表するなど労働安全対策が大きく前進しました。

労働安全衛生中央学校は、2016年に、第12回を開催して区切りをつけ、労働安全衛生中央カレッジをとりくむこととしました。2017年に行った第2回中央カレッジは、2018年の第4課まで行われ



ました。

#### (5) 第5期（2018年～2022年）

第21回総会において、「20年目を迎える『いの健』の目標と課題」を決定し、①いの健センターの機能、②人づくりの本格化、③すべての都道府県に地方センターの確立、④安全対策の強化、⑤政策提言力の強化、⑥働く人々の健康を守る諸団体との連携強化を行うこととしました。

政府は、2018年に過労死防止対策大綱の見直しを閣議決定しました。また、厚生労働省が職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書を公表しました。

2019年2月2日に行った20周年記念シンポジウムには110人が、レセプションには関係団体の来賓などを含め87人が参加して今後の運動発展に向けた思いが語られました。

2020年4月、政府は新型コロナウイルスによる感染拡大に対し「緊急事態宣言」を発出し、社会活動が大きく停止することとなりました。県境を越える移動の禁止、勤務は原則テレワークにするなどにより、都心部から人々の姿が消えました。

一方で、多くの非正規労働者が仕事を失ったほか、フリーランスと呼ばれる人々がたちまち生活できなくなるなど、不安定な雇用で働く人たちに対する生活保障の脆弱さが明らかとなりました。

新型コロナウイルスによる感染拡大は、全国センターの活動にも大きな影響を与え、会議はオンラインとなり、集合しての集会などはすべて中止されました。

感染拡大から3年目となった2022年、過去最大の感染者が発生したことにより、医療崩壊が発生しましたが、政府は十分な対策を行わず、むしろ、10月に入国規制も解除するなど、コロナ禍がなかったかのように経済対策に躍起となりました。

#### (6) コロナ禍（2020年～2023年）

2020年2月27日、安倍首相（当時）は小中学校の臨時休校を宣言しました。突然の発表に、学校現場を始め、子を持つ親は混乱に陥りました。その後、緊急事態宣言が発せられ、原則として外出が禁止されるなどの措置がとられました。しかし、医療従事者をはじめとする社会活動に必要な仕事に従事する労働者は、感染の危険を感じながらも働き続けなければなりません。感染防止に必要なマスクなど衛生用品を手に入れることも難しくなり、ドラッグストアでは店員が顧客からハラスメントを受ける場面も多く発生しました。

政府の緊急事態宣言などを受け、いの健全国センターの活動も休止を余儀なくされ、会議の中止などが相次ぎました。その後、徐々に外出の範囲などが広がってきましたが、テレワークで働く労働者が一気に増加しました。また、急速にオンラインを活用した会議システムが発展し、全国センターでも会議をオンラインで行うことが可能となりました。そのため、全国センターの活動も徐々に進展させてきました。

コロナ禍を経験し、国民生活や社会活動に不可欠な職種に従事する労働者の処遇が低いことや人手不足の状態にあることなどが社会的に広まりました。また、感染予防対策の不十分さも認識されました。しかし、人々の記憶からあっという間に忘れ去られようとしています。コロナ禍の教訓と課題をしっかりと検証し、今後の活動にいかしていくことが必要です。

## 2 わたしたちはどんな社会を迎えようとしているのか

### (1) 戦争の広がり と 軍拡に突き進む日本

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻以降、大国間における覇権争いが強まり、経済紛争とともに世界各地で一触即発の事態がおきかねない状況が続いています。その最中、ハマスによるイスラエス侵入と住民を人質にする蛮行が行われ、強く反発するイスラエルがガザへの攻撃を強め、1万人を超える市民が犠牲となっています。さらなる被害者の拡大が懸念される中、世界各地でイスラエルなどに即時停戦を求める声が上がっています。

日本政府は、アメリカ政府の言いなりとなって軍備拡大を進め、即時停戦を求める国連決議からも棄権するなど、戦争する国への道を突き進んでいます。2023年通常国会では、防衛産業を国有化することを可能とする法案も成立させています。

さらに、武器輸出さえも可能とする方向に舵を切ろうとしており、実質改憲が一段と進められようとしています。

### (2) 気候危機の進行で自然災害が多発

国際社会は、2030年までにCO<sup>2</sup>の排出量を約45%削減する目標を掲げていますが、その目標達成は容易ではありません。この数年、日本では集中豪雨や大型台風による災害が多発しており、復旧や復興のために防災官庁で働く職員は、長時間過密労働が続いています。

また、2020年から続いているコロナ禍は、我が国の公衆衛生行政や医療・福祉領域の脆弱性を顕在化させ、この分野で働く人々に困難をもたらしました。利用者である国民も十分な医療や福祉が受けられないなど、国民生活にも大きな影響を与えました。

自然災害や感染症の流行などは、これからも十分に起こりうることであり、いのちと健康を守るためには、平時からエッセンシャルワーカーの労働条件が整備され、非常時に対応できる力を社会が保つことが重要です。

### (3) 人口減少がすすむ日本社会における労働の変化

政府は、人口減少がすすむとともに、2040年に高齢人口の割合がピークを迎えることを前提にした政策を打ち出しています。「働き方改革」もその一環であり、労働人口の減少を補うため、女性労働力だけでなく高齢者や外国人労働者の労働力も拡大させようとしています。

ジェンダー平等の観点から、性別を問わず働き続けることができる社会の構築は求めるところでありますが、政府・財界は労働者の経済効率を高めることを主眼としています。そのため、社会保障に頼らない「自己責任原則」で、体調に関わらず、子育て中であったとしても「生きる」ためには働かざるを得ない状況に追い込む政策が実施されています。全ての人が人間らしく働くためには、保育や教育、介護などが社会的に保障されるべきです。

働くもののいのちと健康を守る全国センターは、設立の目的にあるとおり、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与するためにいっそう活動を強化することが必要です。

### (4) ポストコロナで進む新たな働き方に潜む危険性と多様な労働者に相応しい処遇を

コロナ感染拡大により、テレワークが一気に広がりましたが、政府による行動制限が緩和されたこ

とや対面で議論することの重要性が認識され、一時期のような熱は見られません。しかし、テレワークには育児や介護、働き場所を自由に選択できること、加えて満員電車で苦しい重いやかん線の危険にさらされず、通勤時間をなくすなどのメリットがあるとして活用している職場も多くあります。

一方で、労働時間管理やテレワークでの作業における環境整備について企業責任が曖昧になり、使用者の安全配慮義務が十分になされない問題もあります。また、雇用関係ではなく、委託などといった雇用によらない働き方に変えられる危険性も高まっています。

外国人労働者をはじめ、障害者や高齢者、ガンや難病の治療を続けながら働くことを希望する人々などの権利を保障することも忘れてはなりません。障害者雇用で使用者に「合理的な配慮」が求められていますが、すべての働くものにも求められるべきものです。

ポストコロナ時代を迎えつつある中、新たな働き方に潜む危険性を指摘し、使用者の安全配慮義務を果たせるとともに、外国人労働者をはじめすべての労働者を視野に入れ、それぞれの立場に相応しい処遇・職場環境をつくらせていくことが必要です。

#### (5) めざすべき社会の探究と人づくりを一体に

持続可能な社会をつくり、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設を図るには、これからの社会を担う若者が活動の中心にすわる必要があります。しかし多くの若者は、生活・労働をすることだけで精一杯の状態にあります。こうした状態から解放させることは容易ではありません。また、かつては働くことを通じて職場の仲間を作り、安全衛生の取り組みを体験的に学び、担い手として成長する道筋がありましたが、働き続ける機会を奪われた現状ではこうした道筋を歩むことさえ困難になっています。

だからといって放置することはできません。25年目の節目を新たな出発点とし、働く人の命と安全を守る取り組みを発展させるために、以下のとおり目標と課題を設定します。

### 3 いの健の目標と課題

いの健全国センターでは、1999年にILO事務総長が提唱した「ディーセントワークの実現」を、第10回総会(2007年)以降、活動の柱として取り組みを進めてきました。そして、その実現をめざす第1歩となるものとして、政府に対する「働くもののいのちと健康を守る政策・制度要求」を2010年にまとめています。その柱は①長時間・過密労働を是正し、過労死を根絶すること、②労働安全衛生について、③労災・公務災害等の療養補償とリハビリについて、④労働災害・公務災害の労災補償制度について、⑤労災などの認定基準の改善、⑥アスベスト対策としています。

政府・厚生労働省は「新しい時代の働き方に関する研究会報告」をとりまとめ公表しました。報告では、「労働者の働く上での多様性を支える」ために「労働基準法」や労働行政での「一律・画一的な規制」は「検討すべき」という方向を示しています。

しかし、いの健全国センターは労働者保護の要である「労働基準法」の一層の遵守を求める立場から、拡大が続く労働者としての法的な保護が及ばない「雇用によらない働き方」に従事する人々を含め、すべての働くもののいのちと健康を守るため、政策提言をはじめとする運動を一層強化します。

### (1) 待ったなしの人づくり

全国センターに加盟する諸組織には貴重な経験が集積されています。とりわけ中心的役割を担ってきた活動家には「財産」とも言える蓄積があり、「考え方」「捉え方」「運動化」などを余すことなく伝え、発展させていくことが重要です。この認識は結成25年を迎えた今日でも何ら変わるところがありません。それどころか一層重要性を増しています。この人づくり活動は「皆が生徒、皆が先生」ともいえる、学ぶ者と教える者とが共に育ちあう双方向の活動を基本とします。

学ぶものと教えるものが双方向で学習することによって、ともに成長を実感できるよう「人づくり」を進めます。

#### 1) 労働組合、地方センターでの「人づくり」

労働組合や地方センターでの労働安全衛生のアクティビスト（活動家）の育成は「待ったなし」の課題です。労働組合では組織人員の減少によって専従者が減少し、これまでの機能維持が困難となっています。地方センターにおいても後継者不足による「高齢化」や労働現場からの「距離感」などが重要な課題となっています。

労働組合・地方センターでの育成を図るため、役員が労働安全衛生に関する興味・関心を高めることができるよう学習資料などの提供に努めます。

#### 2) 集合学習とオンラインを活用したカレッジの具体化

コロナ禍で集合して学習することの大切さを再確認することができました。一方で、オンラインの活用によって新たな学習の機会を設けることができる可能性が広がっています。

これらをふまえ、「労働安全衛生中央カレッジ」について集合とオンラインのメリットを生かしたカレッジの開催に向けて準備を進めます。

#### 3) 市民運動としての労働安全衛生運動家

##### ① 市民レベルでの活動家の育成

行政の指導が不十分なこともあり、アスベスト含有建築物が未対策のまま短期間で解体されている実態があります。アスベストは建材にその半分が使用されてきました。多くの古い建造物が耐用年数を超えつつある現代、解体作業によって新たなアスベスト被害者が出てくる可能性が高まっています。こうした中、市民的監視を行う「解体アスベスト・オンブズパーソン（仮称）」の育成など、市民レベルでの労働衛生活動家の育成に努めていきます。

##### ② 「働くルールを学ぶ」

「働くルールを全ての学生・労働者が身に付け活用しよう」といった運動の強化は焦眉の課題です。「まっとうな労働」生活を送るためには、働く人びと（とりわけ若者）が「労働基準法・労働安全衛生法・労働組合法など労働者を守る制度（「働くルール」）を知り活用することが重要です。そのための社会的教育、学校教育の強化を図っていく必要があります。過労死全国センターや社会教育関係者との連携を強化し具体化します。また、ワークルール検定の活用も図ります。

③ 働く人びとの健康権をまもる専門家（研究者・医師・弁護士など）を「創る」

働く人びとのいのちと健康を守る活動の強化発展のためには専門家の協力が不可欠です。同時に大きく変化している労働実態とともに学びあう事は専門家が成長発展していくためにも重要です。働く人びとのいのちと健康を守る専門家（とりわけ若手）とともに「創る」活動を重視します。

(2) センターの機能維持・強化

1) 交流にとどまらない政策作りの活性化

新自由主義的規制緩和が労働者にもたらしている健康影響などについて、現場に根ざした実証研究を積極的にとりくむために、加盟組織と研究者が一体となった調査研究を重視します。

現在設置されている研究会や検討会プロジェクトを基本とし、あらたな研究者と共同でとりくめるテーマを検討します。

現在設置されている研究会などは次のとおりです。

- ① 労働基準行政検討会
- ② 化学物質研究会
- ③ アスベスト対策委員会
- ④ 地方センター部会
- ⑤ 単産担当者会議
- ⑥ 広報委員会
- ⑦ 季刊誌編集委員会

2) いの健「感情労働研究会（仮称）」の設置について

産業構造の変化が進み、日本で働く労働者の大多数は第3次産業で働いています。この産業に従事する労働者は、対人業務が基本となります。対人業務に従事する人々の中には、教員をはじめとする公務員や医療・福祉などで働く人々、小売業で働く人がいます。こうした人々は、コロナ禍においてエッセンシャルワーカーとも呼ばれ、社会活動に不可欠な仕事です。こうした職種の中には、その養成過程で形成された「自己犠牲で働くことを美德とする職業観」のため、長時間労働や不当な要求を拒否できず心身お健康を害する物が多発する状況が発生しています。

韓国ソウル市では、こうした労働を「感情労働」とし、労働者を保護するための条例が定められました。日本でも医療機関などで「スタッフを守るために、患者の不当な要求は断固拒否する」としたポスターなどが貼られ始めていますがまだまだ不十分な状況にあり、コロナ禍で多くの医療労働者が被害に遭いました。

いの健全国センターでは、結成20年の段階で「感情労働」センターの設立を検討しましたが、現時点ではコロナ禍に加えて全国センターの力量不足もあり、進展していません。

以上をふまえ、いの健全全体で取り組む課題として「感情労働」者の健康問題に取り組みます。具体的には、労働組合、医師、弁護士、公認心理師、臨床心理士、研究者、メンタルヘルス不調者の労災認定援助支援者など幅広い人々が参加する研究会を立ち上げ、実態調査・研究に基づき、「感情労働」に関する知識の普及及び政策提言を行うことをめざします。

### 3) 全国センター事務局体制の維持・強化

全国センターは、総会のもとに理事会と事務局が置かれています。理事会は、3ヶ月に一回程度開催され、活動の具体化などが議論されています。理事会での討議にあたっては、四役会議を開催して経過の確認や理事会での討議事項についての検討を行っています。

事務局は、日常的な業務を処理するため専任の事務局次長を配置し、事務局長についても可能な限り業務処理を行うこととしています。これまで、専任役員配置について全日本民医連と全労連の全面的な協力を得てきましたが、今後とも両組織の協力なしに運営することはできません。また、専任者の事務局次長を補佐するためにアルバイトを雇用していますが、全体的な事務局体制の維持と関わり、アルバイト雇用についても検討する必要があります。

事務局は、可能な限り同じ人が継続して長期にわたり勤務することが望ましいことから、全日本民医連及び全労連と協議を行い、事務局体制の維持・強化を図ります。

### (3) 地方センターの機能維持・強化

地方センターは、2022年現在で31の都道府県に設置されています。専任の役職員が存在するセンターはわずかにとどまり、多くのセンターは現役を引退した高齢者のボランティア的な活動によって運営されています。

「地方センター交流会」などを通じて地方センターの現状を把握し、地方センターの機能維持・強化を図る方策について、中央組織との意見交換を通じて検討します。

### (4) 政策提言の強化

ILOは、2022年総会で安全衛生条約を中核的条約として追加しました。安全衛生は、ILOが提唱する「ディーセントワーク」の実現に欠かせない課題です。改めて、労働安全衛生に関する政策提言力の抜本的強化を図る必要があります。

こうした政策提言と実現化に向け、幅広い労働者、市民と政治勢力の力で実現していく運動を目指します。

政策課題を以下に列挙します。

#### ★ 労働衛生の課題

- ① 政労使・3者による労働衛生協議機関の設置と民主的運営
- ② 労働安全衛生に関する事業主の包括的責任の明確化
- ③ 『知る権利』『学習権』の確立
- ④ 情報アクセス権の確立
- ⑤ 労働衛生活動における労働者の参画権・自己決定権の確立
- ⑥ 危険労働回避権・告発権の確立
- ⑦ 職場におけるハラスメント対策のための法制化
- ⑧ 職業リハビリテーションを受ける権利の確立
- ⑨ 外勤労働者の公的休憩施設の設置
- ⑩ 企業から独立した産業医活動の保障と勧告権
- ⑪ 家族的責任を果たす権利の確立

## いの健全国センター第26期役員案

	役 職	氏 名	所 属	
1	理事長	埜田和史	個人会員	再
2	副理事長	今村幸次郎	自由法曹団	再
3		清岡弘一	全労連	再
4		田中貴文	じん肺弁連	再
5		田村昭彦	九州セミナー	再
6		西澤 淳	全日本民医連	再
7		長谷川吉則	個人会員	再
8	事務局長	秋山正臣	全労連	再
9	事務局次長	岡村やよい	全日本民医連	再
10		名取 学	全労連	再
11	理事	赤枝 康広	全教	新
12		阿部眞雄	個人会員	再
13		岩橋祐治	京都センター	再
14		内田博之	医労連	再
15		宇野 力	全商連	再
16		遠藤利美	宮城民医連	新
17		及川しほ	MIC	再
18		岡村和彦	高知センター	再
19		門田裕志	東京センター	再
20		鎌田 一	全労働	再
21		川上仁志	石川センター	再
22		川口英晴	JMITU	再
23		木幡秀男	北海道センター	再
24		松橋陵介	自治労連	新
25		佐々木昭三	個人会員	再
26		鈴木信平	神奈川センター	再
27		丹野 弘	大阪センター	新
28		高垣英明	愛知センター	再
29		田原崇行	化学一般労連	再
30		寺西笑子	過労死を考える家族の会	再
31		徳山 通	全日本民医連	再
32		丹羽秀徳	国公労連	再
33		福富保名	建交労	再
34		船岩 充	山口センター	新
35		松浦健伸	全日本民医連	再
36		山田敦子	福祉保育労	再
37	脇山 恵	民放労連	再	
38	渡邊一博	生協労連	再	

1	監事	木田 保男	年金者組合	新
2		笹本健治	金融労連	再

1	顧問	池田 寛	全国センター元事務局長	
2		色部 祐	全国センター元事務局次長	
5		木下 恵市	京都センター前事務局長・全国センター元理事	
6		福地保馬	全国センター前理事長	*名誉理事長

- ⑫ ジェンダー平等の実現
- ⑬ 国際労働基準・規約の積極的適応
- ⑭ 第一次産業における労働衛生

★ 労災補償の課題

- ① 挙証責任の転換
- ② 『知る権利』の拡充
- ③ 厚生労働省等の審議会・研究会の民主化
- ④ 労災対象の明確化
- ⑤ 労災医員の民主化
- ⑥ 労災認定行政の民主化
- ⑦ 自営業を含む全ての働く人びとに対する労災適用

(5) 諸団体との連携強化

① ILO駐日事務所

ILO駐日事務所との連携を強め、定期協議の開催をめざします。

② 東南アジア諸国の労働安全衛生センター

韓国など東アジアにおける労働安全衛生センターとの定期的相互交流の強化を図ります。

③ 過労死全国センターなど

過労死全国センター等と連携し、職場における過労死防止対策の強化と被災者家族の支援・救済活動をとりくみます。



## 働くもののいのちと健康を守る全国センター第 26 回総会メッセージ

働くもののいのちと健康を守る全国センター第 26 回総会の開催をお喜び申し上げます。また、皆様には、平素より ILO (国際労働機関) 及び ILO 駐日事務所の活動にご理解とご支援をいただき、感謝します。

ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争により、多くの労働者や企業の極度の脆弱性が露わになり、仕事の世界は深刻な影響を受けています。経済や社会の混乱は人々の生計と安寧を脅かしており、これまで国連が、ILO が取り組んで来た目標の達成が危ぶまれています。

そのような中で、本年の ILO 総会では、公正な移行に関する一般討議の決議が採択されました。決議では、社会正義の実現と貧困撲滅、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を支援するためには、公正な移行が不可欠であることが強調されました。今後とも、ILO は国際労働基準に基づき、①経済と雇用の刺激、②企業、雇用、所得への支援、③職場における労働者の保護、④解決に向けた社会対話の活用、を柱に、使命である労働者の福祉の向上、社会正義の実現、世界平和の達成に向け全力で取り組んでまいる所存です。

いの健全国センターが「人間らしく生きることのできる社会、人間らしく働くことのできる職場」の実現をめざしていく総会を開催されることは、ILO の活動と軌を一にするものであり、あらためて敬意を表します。第 26 回総会のご成功と皆様の一層のご活躍、ご発展を祈念し、私のメッセージとします。

2023 年 12 月 6 日

国際労働機関(ILO)駐日代表  
高崎 真一

## メッセージ

働くもののいのちと健康を守る全国センター 殿

全国センター第26回総会にあたり、連帯と激励のメッセージを贈ります。

貴センターに結集された医療機関団体や労働組合の皆さんが、職場や地域の取り組み、行政への要求運動を通じ、いのちと健康を守る先頭に立って奮闘されていることに敬意を表します。

2022年の労働災害発生状況(確定値)は、全産業のなかで建設業は死亡災害281人と依然として高い状況になっています。そのため、2023年度から2027年度までの5年間、第14次労働災害防止計画が策定されました。引き続き安全対策等の強化が求められています。

じん肺・アスベスト疾患については、アスベスト訴訟に関して、2021年5月17日の最高裁判決以降、最高裁で断罪された建材メーカーとのたたかいが中心となり、2023年3月23日に京都地裁で京都2陣、5月31日には東京高裁で神奈川1陣差戻審、6月30日には大阪地裁で大阪2・3陣の判決があり、最大で12社の建材メーカーが断罪されました。

さらに10月10日には東京1陣差戻審が結審し、判決日は追って指定とされましたが、東京高裁は結審に当たり、「本事件の性格から和解が望ましい」と原告と被告双方に和解を勧誘し、和解協議の場を設定するとしました。

しかし、度重なる断罪を受けている建材メーカーは、被害者への真摯な謝罪、早期の和解と共に、賠償基金への拠出に応じようともせず、裁判を引き延ばしています。全建総連は、建材メーカーも含めた補償基金制度の拡充を引き続き求めていきます。

今日の情勢の中で、命と健康を守る活動はきわめて重要な課題が山積してあります。それ以外にも、原発による被災地・被災者支援や原発ゼロ、外国人労働者受け入れ拡大問題などがあります。

全建総連もみなさんのたたかう方針に連帯しながら、このような状況を打開し、働くものの命と健康を守るたたかいを前進していくことを表明し、メッセージとさせていただきます。



2023年11月21日

全国建設労働組合総連合(全建総連)  
中央執行委員長 中西 孝司

## 「働くもののいのちと健康を守る全国センター第26回総会」

### へのメッセージ

イスラエル・ガザ紛争で、無辜の市民、子どもや女性が犠牲になっていることに胸が痛みます。世界の市民とともに、即時停戦の国際世論を高めるために声をあげ、行動しましょう。

皆さんの健康障害と災害・疾病の防止や安全衛生の確保と完全な補償の実現等、いのちと健康を守るご奮闘に心からの敬意を表します。

岸田政権によって5年間で43兆円の大軍拡のための財源として、新たな増税や社会保障費削減が狙われています。また、成立した補正予算案では不十分で、これでは、物価高騰に苦しむ国民の暮らしを守れません。国民の声を「聞く」どころか、「聞く力」のない岸田内閣の支持率は急落・低迷しています。政務三役の不祥事や自民党5派閥の政治資金パーティー収入不記載問題などの不祥事も終わりが見えません。来たるべき総選挙において岸田政権に厳しい審判を下し、過労死や過労自殺、じん肺、アスベストなどの災害発生を二度と繰り返させない、「人間らしく働くことのできる社会」を実現する新しい政治を実現しましょう。みなさんの運動と組織がますます発展することを願ってメッセージとします。

2023年12月6日

日本共産党副委員長・参議院議員

やましたよしき

山下芳生



## 231206働くもののいのちと健康を守る全国センター第26回総会へのメッセージ

いの健全国センター第26回定期大会の開催おめでとうございます。

いの健全国センターの皆さんが、コロナ過と止まらない物価高騰のもとで、過労死、過労自死をなくすとりくみ、ハラスメントや労働災害の被害救済・防止、コロナ労災についてのメリット制算定からの除外を求める活動などにご尽力され、すべての労働者のいのちと健康を守るために日々ご奮闘されていることに、心からの敬意を表明し、感謝を申し上げます。

来年は過労死防止対策推進法が制定されて10年になります。災害の多発やコロナ対応で、自治体職員など公務労働者が「過労死ライン」を大幅に超える超長時間労働を余儀なくされました。職員の増員とともに、災害など「臨時の必要がある場合」には「その必要の限度において」時間外労働を認める労基法第33条を改正し、上限規制を設けるべきです。来年4月から始まる勤務医の「残業規制」も、労働時間をごまかす「隠れ宿日直」の問題が告発されており、医師増員と労基署の指導強化が不可欠です。

コロナ禍で、医療・介護・福祉や自治体・行政の脆弱性が浮き彫りになりました。賃金や社会保障、税制での「コストカット」をすすめてきた新自由主義路線の破綻が明らかになっています。働くものの立場に立った真の「働き方改革」やハラスメントの根絶、建設アスベスト訴訟最高裁判決と救済法をふまえた補償と新しい被害の防止、障害のある人の働く権利の保障、エッセンシャルワーカーの待遇改善は急務です。

安全で健康的に働ける職場の確保は、ILOはディーセント・ワークの理念や日本国憲法第25条の生存権、26条の「勤労する権利」を保障するために不可欠です。本日の大会が「人間らしく生きることのできる社会、人間らしく働くことのできる職場」の実現への大きな契機となりますよう、ご祈念いたしますとともに、私もさらに国会で奮闘する決意です。ともにがんばりましょう。

2023年12月4日

日本共産党 衆議院議員  
厚生労働部会長 宮本 徹

働くものの命と健康を守る全国センター様

働くものの命と健康を守る全国センター第26回総会の開催にあたり、心より  
お祝い申し上げます。  
総会の成功と貴会の益々のご発展を祈念し、連帯のご挨拶をお贈りします。

全国保険医団体連合会  
会長 住江 憲勇

VERY CARD。懸賞電報  
懸賞ナンバー【3KF71734】  
応募期限：お届け日より180日  
詳細はこちら⇒[www.verycard.net](http://www.verycard.net)

【25133398】

電報サービス VERY CARD (ベリカード)

## メリット制適用事業主の不服申立の取り扱いに関する検討に対する見解

2022年12月7日

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
理事長 埴田 和史

厚生労働省は、メリット制適用事業主の不服申立の取り扱いに関する検討会を開催し、検討を進めている。

労災保険は、事業の種類（54業種）ごとに労災保険率（2.5/1000～88/1000）が定められ、原則として労働者の賃金総額に労災保険率を乗じて労災保険料が決定している。この労災保険率を個別の事業場の災害の多寡に応じて、労災保険率を増減することで、事業主の保険料の負担の公平性の確保や災害防止の努力の促進を図るためにできた制度が「労災保険のメリット制」である。

メリット制は、ある一定の規模（労働者数が100人以上または、20人以上である一定の条件以上の要件を満たす）の事業場を対象とし、連続する3保険年度における労災保険の収支率（3年間の労災保険給付額／3年間の労災保険料額×100）に応じて最大±40%（木材伐出業は±35%、一括有期事業は±30%）の範囲で労災保険率を増減する制度となっている。なお、建設工事現場や木材伐出業などの有期事業において一括有期事業（複数の工事現場等を一括している場合）や単独有期事業ではその要件が異なるほか、特例メリット制（特別の安全衛生措置を講じた事業において、特例適用の申告があるときにメリット料率（労災保険率）の増減幅を±45%とする）という制度もある。

メリット制適用事業主は、①保険料増額の前提となった「労災保険給付支給決定」に関する争い（審査請求を含む）の当事者になることはできないこと、②「労働保険料認定決定」については、その適否を審査請求等で争うことが可能であるが「労災保険給付支給決定」の要件該当性を否定する主張はできないこととされている。

その根拠は、①に関しては、被災労働者又は遺族と利害が相反する事業主が「労働保険料認定決定」の手続きに参加した場合、被災労働者等の法的地位が不安定になり、過大な負担を新たに生じさせること、②に関しては、被災労働者等への保険給付（既支給分を含む）の根拠が否定された場合、被災労働者等の権利（有効な療養とそれに必要な生活保障等）を脅かしかねないことがそれぞれ指摘されている。

厚生労働省は「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」を10月26日に開催した。本検討会は、有識者によって構成されているが、厚労省事務局が示した「考え方」では、メリット制適用事業主の不服申立に関する従来の実務の一部を変更し、次のとおりとすることが提起されている。

① 「労災保険給付支給決定」に関する争い（審査請求を含む）の当事者になることはで

きないこと。

② 「労災保険料認定決定」に関する争い（審査請求を含む）の当事者となることは可能であり、その際、手続保障を図る観点から、契機となった「労災保険給付支給決定」の要件該当性を否定する主張も認められること。

③ ②において、メリット制適用事業主が主張するとおり、「労災保険給付支給決定」の要件該当性を否定された場合であっても、「労災保険給付支給決定」の効力には影響せず、取り消されることもないこと。

事務局の「考え方」によると前記変更は、メリット制適用事業主に保険料増額を求める際の手続保障と被災労働者等の法的地位の安定性確保という各要請について、両者の調和を図る趣旨であるとする。

しかし、前記変更によって、業務上外に関する異なる結論がそれぞれ有効に確定する可能性があり、そのことが事業主の姿勢や労使の関係性などにどのような変化を生じさせるのか、十分な分析を行うことが必要である。

例えば、メリット制適用事業主が保険料増額の決定に際して、業務外を主張することが一般化するなら、労災認定にあたって事業主の非協力の姿勢が広がるおそれがある（労災保険法施行規則23条の助力義務の不履行）。また、労働者が事業主と争うことを避けたい心理から、労災請求自体を躊躇させてしまうことにもなりかねない。

労災保険制度は、労働者が業務中に被災した場合に対する補償を行うために設けられている制度であり、業種による災害発生の危険度の違いから業種ごとに保険料率が設定されている。メリット制は、保険料負担の公平性の確保と労働災害防止努力の促進を目的として、その事業場の労働災害の多寡に応じて一定の範囲内（最大±45%）で労災保険率又は労災保険料額を増減させる制度（12条及び12条の2）だが、有効性を疑問視する意見が投げかけられている。そればかりか、安全衛生行政の第一線から違法な「労災隠し」を促進させているという指摘が少なくない。

労災保険給付は、利益相反することから事業主が当事者となることは絶対に認められない。加えて、保険料認定決定における適否を審査請求等で争えたとしても、給付決定に対する要件該当性を否定することはあり得ない。

こうした現状をふまえるならば、メリット制そのものを廃止し、保険料の個別決定による行政手続きの煩雑さを解消するなど、現場実務を削減すべきである。決して新たな業務を増加させるべきではない。

小手先の見直しではなく、労災保険料のメリット制そのものを見直し、直ちに廃止するよう求める。

以 上。

## 医療・介護従事者の新型コロナ感染による労災給付について

### 労災保険料のメリット制算定から除外の継続を（見解）

2023年4月24日

働くもののいのちと健康を守る全国センター

#### 1 労災保険メリット制とは

労災保険料率は、災害のリスクに応じて業種ごとに定められています。医療・介護は「94：その他の各種事業」として保険料率は0.003となっています。

労災保険制度では、「事業主の保険料負担の公平性の確保と、労働災害防止努力の一層の促進を目的として、その事業場の労働災害の多寡に応じて、一定の範囲内（基本：±40%、例外：±35%、±30%）で労災保険率または労災保険料額を増減させる制度（メリット制）」が設けられています。

ここでいう労働災害の多寡は連続する3保険年度の療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金等によって決定され、翌々年度から適用されます。

#### 2 新型コロナウイルス感染症の労災保険

パンデミックとなった新型コロナウイルス感染症は多くの患者の治療が集中することとなり、また高い感染力を有したことから、医療・介護施設においてクラスターが全国各地で発生し、医療・介護労働者も業務により感染するリスクが高まりました。

そこで厚生労働省は、「患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象」（厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）7. 労災補償問2）としてきました。

2023年2月28日現在で、医療業で83,188人（直接医療に携わるもの74,494＋それ以外8,694）、社会保険・社会福祉・介護事業で49,187人（直接介護に携わるもの39,393＋それ以外9,794）の計132,375人が労災認定を受けています。全産業では154,869人が労災認定されています。しかし労災未請求の医療介護労働者が存在していることも指摘されています。

#### 3 感染症法上第5類となって以降の取り扱い

政府は2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の区分を第5類に変更することとしています。

労災認定に関しては「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された後においても、この取扱いに変更はありません。（新型コロナウイルスに関する



るQ&A（企業の方向け）7. 労災補償問2）」とし、医療従事者等では「業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象」とすることを維持するとしています。

しかし、労災保険料はコロナ感染発症以降続けられてきた「感染症法上の「新型コロナウイルス感染症」に関連する給付は、全ての業種においてメリット制の対象外とし、労災保険料に影響を与えない特例」を変更し、「5類感染症に変更された後に労働者が発病した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響がありえます。」としています（厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）7. 労災補償問13）。

#### 4 労災保険料のメリット制算定から除外の継続を

2020年から全国的に感染が拡大しましたが、多くの医療・介護をはじめとするエッセンシャルワーカーのリスクを理解しながらの献身的奮闘によって、医療・介護現場は支えられてきました。

しかし、厚生労働省は5類への変更後に発病した場合の労災保険給付については、メリット性による労災保険料への影響があるとしています。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生する可能性は否定できません。その際に積極的にコロナ患者の医療・介護を行い、職員が感染すれば労災保険料が増加するといった「ペナルティ」が課せられることは、医療・介護現場でのこれまでの、そしてこれからの努力に対する不当な評価として受け止められる懸念があります。そして医療・介護の現場に労災申請をためらわせる雰囲気醸成するものとなります。

また、労災申請が適切に行われないことは、パンデミックによって発生した医療・介護現場での労働負担を適正に評価する指標の一つを失うこととなります。

こうしたことから、私たちは感染症法上の区分が5類へ変更されることにより、労災保険料のメリット制度の算定対象に適用されることに反対します。あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がなくなるまで、労災保険料のメリット制の対象としない現行制度の継続を求めます。

以上

## 厚生労働省新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け） 7. 労災補償（抜粋）

**問2** 医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が、新型コロナウイルスに感染した場合の取扱いはどのようにになりますか。

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更された後においても、この取扱いに変更はありません。

**問13** 新型コロナウイルス感染症に関する労災保険給付があった場合、労災保険料に影響があるのでしょうか。

労災保険制度においては、個々の事業ごとに、労災保険給付の多寡により、給付があった年度の翌々年度以降の労災保険料等を増減させるメリット制を設けています。

他方、法に基づき入院措置や外出自粛などが行われる感染症法上の「新型コロナウイルス感染症」に関連する給付は、全ての業種においてメリット制の対象外とし、労災保険料に影響を与えない特例を設けています。

このため、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されるまでに労働者が発病した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響はありませんが、5類感染症に変更された後に労働者が発病した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響があります。

# ゆきとどいた教育の実現に向け

## 教職員の健康と安全を守れ（声明）

2023年6月

働くもののいのちと健康を守る全国センター

政府・文部科学省は、教員勤務実態調査を2022年度に行い、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という）の改正に向けた検討を進めています。

いの健全国センターは、働く人の生活や健康が違法な長時間労働や有害な職場環境に侵されることを許すことはできません。

そもそも教職員も労働者の一員です。他の労働者と同じくそれぞれに生活があり、家族と過ごす時間も必要です。その時間が奪われるのですから、所定労働時間を超えて働く場合には、時間外手当が支給されることは当然です。しかし給特法は、時間外手当の支給を否定した上で正規の勤務時間を超える勤務等を限定し、教職調整額4%を支給することで時間外手当の代替をさせています。

現実の教員の働き方は、全教だけでなく文部科学省が行った勤務実態調査でも明らかなように、所定労働時間を大幅に超える時間外労働を余儀なくされています。全教の調査では、過労死ラインと呼ばれる月80時間以上の時間外労働をしている者が56.4%に上っています。何よりも早急に改善すべきことは、教員の健康や生命を脅かしている長時間過密労働の解消です。

政府・与党である自民党は、5月16日に「令和の教育人材確保に関する特命委員会」から提言を公表しました。この委員会は、「制度と給与や働き方を含めて（教員の勤務環境を）しっかり作る」ことを目的に発足したものです。

提言の主な内容は、教職調整額を4%から10%以上にする、給料表に新たな級を創設すること、学級担任手当を創設すること、主任手当など諸手当を改善すること、デジタル化による業務の効率化を通じて、時間外在校等時間を月45時間以内とし、将来的には月20時間程度にすることなどとなっています。これでは、長時間労働を抑制にはつながらず、時間外勤務に対する手当支給を可能とするしくみづくりにも背を向けているといわざるを得ません。

こうした小手先の対応ではなく、教職員を増員することこそ求められています。しかし財務省は、主要先進諸国と比較して教員一人あたりの児童数が少ないとして、増員を否定しています。これでは現実の職場で起きている長時間過密労働の解消が図れないだけでなく、労働者に対する雇用主責任を蔑ろにするものです。

いの健全国センターは、教職員の健康と安全を守るため、次の事項を実現するよう求めます

- ① 教職員の過労死ラインを超えた長時間労働を直ちになくすこと
- ② 給特法を改正して時間外勤務手当を支給できるようにすること
- ③ 持ち授業時間数等を軽減できる教職員の増員すること
- ④ これらを実現できる教育予算を大幅に増やすこと

そのために、共同を広げる一翼を担い、奮闘する決意です。

以上。

2023年8月9日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 埴田 和史

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4

平和と労働センター6階

TEL: 03-5842-5601 e-mail: info@inoken.gr.jp

## 建設アスベスト給付金制度についての改善要請書

平素より、国民のいのちとくらしを守るため、厚生労働行政のみなさんがご奮闘いただいていることに深く敬意を表します。

さて、建設アスベスト給付金制度が施行され1年半余りが経過しました。2023年6月末までに、およそ4600人の被災者が認定されています。

私たち働くもののいのちと健康を守る全国センターは、建設アスベスト訴訟原告のみなさんが願っている「被害者全員の救済を」の実現をめざし、関係する労働組合・団体、医療機関関係者などと懇談を重ねてきました。その中で、給付金申請にあたっての「情報提供サービス」を含め、給付を得られるまで相当の日数がかかっているケースの存在が認められました。給付金制度は、国の責任で速やかに被害者に対して給付を行うべきものです。

つきましては、建設アスベスト給付金制度に関し、下記のとおり改善を行うよう求めます。

### 記

1. 労災情報提供サービスについては、情報を迅速に提供すること。情報提供サービス不可の場合には、申請者に対しその理由を速やかに通知すること。
2. 給付金の申請後、速やかに審査すること。そのためにも認定審査を担当する人員を増やすこと。
3. 認定審査にあたっては、以下の事項を改善すること。
  - (1) 5年以上経過しているため医療機関で廃棄が多いX線写真の提出や、過去20年間の医療記録の提出まで求めないこと。
  - (2) 勤務していた事業場に対する詳細な調査は中止すること。
  - (3) 「石綿肺」の申請について、胸部CT所見の細かい記載は求めず、じん肺管理区分申請の際に添付する3号用紙を最大限活用すること。
  - (4) 石綿肺とは診断されずに「じん肺」で労災認定された労働者についても、石綿作業に従事した期間、内容を重視して審査対象とすること

以上

2023年7月19日

石綿健康被害救済小委員会報告「石綿被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」  
(令和5年6月27日)に対する見解

働くもののいのちと健康を守る全国センターアスベスト対策委員会

令和5年6月27日、中央環境審議会環境保健部会石綿被害救済小委員会は救済制度の施行状況について改めて評価検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを検討するため、患者・家族の団体や専門家からのヒアリングも含め、救済制度の施行状況について審議を行い、報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性」を発表した。

働くもののいのちと健康を守る全国センターでは、この報告書について検討を行ったのでここにこの報告書に対する見解を発表する。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下石綿救済法と略す)が制定された2006年当時、アスベスト被害の責任については明らかになっておらず、このことを反映して石綿救済法はアスベスト被害の救済及び被害の根絶という点では様々な不十分な点、限界を有している。2014年10月9日の泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決、2021年5月7日の建設アスベスト訴訟最高裁判決により、アスベスト被害に対する国の責任が明確になった。

国は工場労働者の被害に対しても、建設従事者の被害に対しても、最高裁判決をもとにした、簡易的な訴訟手続きによるかあるいは訴訟によらない方法によって国の賠償を給付金などの制度としてきた。

こうした石綿被害に対する責任を巡る状況が2006年当時とは大きく異なる新たな事態を踏まえて、石綿健康被害救済小委員会ではアスベスト被災者の救済について、石綿救済法の抜本的な見直しについて検討されるべきところ、石綿被害救済制度について「特定の場所における石綿の飛散と個別の健康被害に係る因果関係を立証することが極めて難しく、原因者を特定して民事上の損害賠償を請求することが困難である」、「こうした石綿による健康被害の特殊性に鑑み、国が民事の損害賠償とは別の行政的な救済手続きを講ずることにしたものであり、因果関係を問わず社会全体で石綿による健康被害者の経済的負担の軽減を図るべき制度化されたもの」と報告書では述べ、石綿救済法の抜本的な見直しは検討されなかった。

以下該当する部分について述べる。

## II.石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について

### 1. 救済給付

#### (1) 救済制度の施行状況

アスベスト疾患患者・家族からは石綿救済法による給付内容と労災補償法との給付内容の大きな格差を是正することが求められているが、「救済制度の給付内容は…見舞金的なもの」とであると報告書は述べており、こうした患者・家族の願いに背を向けた。アスベスト被害に対する国の責任を踏まえるならば「見舞金的なもの」では済まされない。全国センターは格差のない給付を実現する上で公害被害補償法と同水準の給付を行う事を提起している。

## (2) 指定された論点及び今後の方向性

報告書は建設アスベスト訴訟最高裁判決での国の責任について「国（厚生労働大臣）が労働安全衛生法に基づく規制権限を適切に行使しなかったことについての賠償責任を負う」「当該責任は、特定の期間において特定の業務に従事した者に対してのみ負うものである。」「因果関係を問わずに石綿健康被害者を広く救済する環境省の救済制度に対し、当該判決が直接的に影響を及ぼすものとは言えないと考えられる」としている。

しかし、実際に石綿救済法の給付対象者を職業別に分類するとその68%は建設業に従事するものであり、国に責任がないとは言えないのである。

環境省の発表によると、平成18年から30年に石綿救済法の支給認定を受けた方がたの暴露分類別集計では33.4%が「環境暴露による」ものとしている。

工場労働者の被害に対する国の責任は、「局所排気装置」の設置を義務付けしなかったことによるものである。当時、局所排気装置を付けていないほとんどの工場は、換気扇で工場の外に排気するだけだった。また、建設のアスベスト被害者は、石綿含有建材に警告表示がなかったために被害にあい、それを義務付けなかった国の責任が断罪された。

しかし、大気汚染防止法で特定粉じんの飛散防止規制が不十分だが、まがりなりにもスタートするのは1997年のことである。現在でもレベル3建材の処理は養生もせずに実施されている。大気中にアスベストを飛散させてきた国の責任は、工場労働者や建設従事者の被害にもまして明確であったというべきである。

国の責任を狭めるのではなくアスベスト被害者全体に広げていくことこそ求められるのではないか。

## 2. 指定疾病

### (2) 指摘された論点及び今後の方向性

現在労災による認定と比較して石綿救済法による認定が圧倒的に少数の疾患は肺がんである。これについて令和4年6月参議院環委員会の附帯決議では「石綿にばく露することにより発症する肺がんについては、被認定者数が制度発足時の推計を大幅に下回っている現状を踏まえ、認定における医学的判定の考え方にばく露歴を活用するなどについて検討すること」とされた。

報告書は「石綿ばく露作業従事歴認定基準に組み込むべき」との意見に対して「平成28年とりまとめにおける・・・作業従事歴を確認するために必要となる客観的資料が乏しいことから、調査体制を整備したとしても、作業従事歴を厳密かつ迅速に精査することには限界があること・・・を踏まえ作業従事歴を指標として採用すべきではないという結論を変える

状況にはないと考えられる。」と述べ、石綿ばく露作業従事歴を認定基準に組み入れることを否定した。労災の認定においては労働基準監督署により石綿ばく露作業従事歴が「厳密かつ迅速に」調査されているのであるから、人員体制の整備が行われれば石綿ばく露作業従事歴を石綿救済法による救済認定における医学的判断に活用することは可能である。現在建設アスベスト給付金の支給が開始されているが、給付金の受給者のうち労災認定されていない受給者については石綿救済法による救済対象者であるが、こうした人について厚労省のアスベスト給付金担当者から従事歴の情報の提供を受けることは可能であろう。

## 5. 調査研究

### (2) 指摘された論点及び今後の方向性

本小委員会の審議の中で患者の立場を代表する委員から「基金の用途を治療研究へ拡大すべきとの意見があった」と、報告されている。令和4年6月10日の「石綿による健康被害に関する法律の一部を改正する法律案」に対する参議院環境委員会での附帯決議でも「国は、石綿による健康被害者に対して最新の医学的知見に基づいた医療を迅速に提供する観点から、中皮腫に効果のある治療法の研究、開発を促進するための方策について石綿健康被害救済基金の活用等の検討を早期に開始すること」とされた。

報告書では「基金は「救済給付の支給」に要する費用に充てることを目的として設立されたものである。したがって、制度の目的と異なることに基金の用途を変更し拡大することは制約があり、拠出者の同意を得ること、その上で基金の用途を変更し拡大することには困難があると考えられる。」と述べ被災者の切実な声に背を向けた。基金の用途については「拠出者の同意を得ること」は全く必要なことではなく、あくまで法の規定によるものである。こうした被災者の願いを実現するためには、石綿救済法第31条「機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため石綿健康被害救済基金を設ける」、同第80条「国は石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならない」の改正が必要であろう。

(おわりに)

深刻なアスベスト被害に苦しむ患者・家族や広範な労働者・国民が求めてきたアスベスト被害に対する完全補償を実現するために、2019年6月12日全国センターは「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正要請を公表している。その柱は①国はアスベスト被害を防止できなかった責任を認め、被害者に謝罪し、被害の補償を行うこと。②補償は、少なくとも公害健康被害補償法と同水準とし、補償内容を充実すること。対象疾病を拡充するとともに認定基準は労災認定基準に準拠させること。③「石綿による健康被害の救済に関する法律」を「石綿（アスベスト）対策基本法」とし、被害補償と予防対策を一体のものとして行うことである。この3つの柱に加えて現行の「石綿健康被害救済基金」の抜本的な改革をはかり、原因者負担の原則に基づく「アスベスト健康被害補償基金」の創設を求めている。働くもののいのちと健康を守る全国センターは引き続き石綿救済法の改正要請の実現を目指すものである。

新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等（累計）

令和5年10月31日現在

職種	請求件数	決定件数	うち支給件数
1. 医療従事者等	170,264 (38)	158,794 (42)	158,438 (42)
2. 医療従事者等以外	52,836 (183)	52,703 (185)	52,462 (183)
計	223,100 (221)	211,497 (227)	210,900 (225)

※1 集計時点は都道府県労働局から厚生労働本省が報告を受けた時点です。

※2 「医療従事者等」とは、患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事する者をいいます。

※3 ( )内は集計時の死亡者数を表記したもので、内数です。

※4 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ、変更することがあります。

最近の新型コロナウイルス感染症に関する労災請求・決定件数状況

令和5年10月31日現在

	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10
請求件数	15,262	13,091	15,299	19,885	13,429	6,784	5,032	4,353	3,530	3,478	4,516	3,862
決定件数	18,800	17,223	15,566	19,329	16,470	8,421	7,281	6,087	4,233	3,752	3,426	3,287
うち支給件数	18,785	17,214	15,556	19,322	16,458	8,419	7,273	6,074	4,223	3,739	3,408	3,264

※1 「請求件数」は当該時期に請求された事案、「決定件数」は当該時期に決定した事案の件数です。

※2 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ変更することがあります。



	1. 審査結果	(内訳)認定相当	不認定相当	保留	無効	2. 認定相当とされたものの内訳	中皮腫	肺がん	びまん性胸膜肥厚	石綿肺	良性石綿胸水	2-2 従事期間が石綿関連疾病に応じて定める期間を下回るもの	(内訳)肺がん又は石綿肺(10年)	びまん性胸膜肥厚	中皮腫又は良性石綿胸水	肺がんのうち、喫煙の習慣を有した
2022.02.25	86	86	0	0			58	19	2	7	0		7	0	3	18
2022.03.28	122	121	0	1			63	42	7	7	2		8	1	4	41
2022.04.25	123	123	0	0			63	50	4	5	1		18	0	2	48
2022.06.22	257	254	0	1	2		130	98	11	11	4		20	1	4	92
2022.07.13	263	263	0	0			125	107	11	17	3		23	8	0	101
2022.08.31	326	325	0	0	1		172	113	16	21	3		27	1	10	106
2022.09.22	336	329	0	4	3		165	131	9	18	6		32	2	9	121
2022.10.18	340	337	0	2	1		176	118	18	16	9		23	1	4	111
2022.11.24	345	342	0		3		172	123	16	25	6		33	0	6	118
2022.12.20	346	338	2	0	6		191	116	8	19	4		33	1	5	106
2023.1.26	349	340	0	3	6		177	114	8	30	11		30	1	1	107
2023.2.21	355	347	0	5	3		144	153	16	28	6		41	3	5	148
2023.3.22	359	353	0	3	3		175	142	11	19	6		32	0	5	133
2023.4.27	358	348	1	4	5		168	145	14	16	5		35	2	6	135
2023.5.31	364	357	5	2	0		202	122	14	16	3		25	3	8	110
2023.6.30	358	350	7	0	1		190	117	14	27	2		30	2	8	106
2023.7.28	338	327	8	0	3		168	117	23	13	6		33	2	7	108
2023.8.30	310	296	8	1	5		137	120	10	23	6		33	2	5	108
2023.09.28	273	258	5	3	7		132	93	10	18	5		19	1	2	90
2023.10.26	254	238	7	4	5		112	103	9	12	2		19	0	6	95
2023.11.21	255	243	7	4	1		123	98	10	12	0		17	0	3	89
合計	6,117	5,975	50	37	55		3,043	1,710	179	282	71		538	31	103	2,091

# 暮らしのヒント



鹿島佐貴子さん  
74歳・神奈川県藤沢市

高齢化社会の真ただ中、さまざまな運動が行われています。買い物ついでに、ちょこっと運動できるジムがはったり、自治体でも体操教室などの運動キャンペーンを行っています。参加しやすく、楽しさや気軽さに重点が置かれ、身体の知識や正しい使い方が指導されているか、少し不安です。腰に負担をかけたり、膝を痛めたりはしないかと、ためらう人もいるのではないのでしょうか。

そこで、太極拳をお薦めします。私が通っている教室では、身体の構造を理解しながら、何歳であろうと無理なく、気持ちよく体を動かすのはどうしたらよいのかを、実践を通して教えてくれます。

脊柱で体を支えない、脚力に頼らず片脚になる、腕は曲がるのであり、曲げ伸ばしはしない一等等です。試合や競技はせず、体も心も成長していくという両輪を目指すものです。

350～400字程度。住所、氏名、年齢、電話番号を明記。〒100 8505 (住所不要) 東京新聞「暮らしのヒント」係へ。薄謝進呈。ファクス 03・3593・8464 メール shakai@tokyo-np.co.jp QRコードからも投稿できます。

「読者から」 体を痛める不安のない太極拳 「暮らしのヒント」募集中

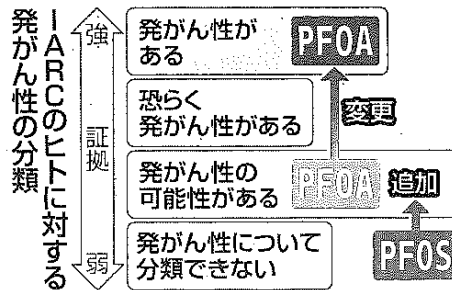
# PFAS 発がん性認定

## WHO 喫煙・アスベスト並み

全国の米軍施設や工場周辺で相次いで検出されている有機フッ素化合物(PFAS)の人体への危険性について、世界保健機関(WHO)の専門組織である国際がん研究機関(IARC)は、PFASの一種であるPFOAの発がん性を「可能性がある」から2段階引き上げ「ある」に認定したと発表した。また、P

FOSは、新たに「可能性がある」分類に追加した。IARCはヒトの発がん性に関する物質や要因について、動物実験など証拠の確実性を評価して4段階に分類している。PFOAをこれまで、発がん性について3番目に確実性が高い分類としていたが、最も高い「発がん性がある」に格上げした。同じ分類には、喫

煙やアスベストが挙げられている。PFOSについては、これまで分類していなかったが、今回は「可能性がある」に新たに指定した。IARCは1日の発表で「PFOAとPFOSは特に空港と軍施設の消火剤で広く使われており、古い消火剤の使用で消防士が体内に取り込む可能性があ



る」と懸念。「市民は主に食品と飲料水によって摂取し、汚染地域では主に飲料水が摂取源だと指摘した。PFASに詳しい京都大の原田浩二准教授(環境衛生学)は「2段階の引き上

### 18歳女性遺棄

## 自宅出た直後死亡か

### 交際相手同級生 車で運んだ日供述

東京都江戸川区の会社員野本結梨香さん(18)の遺体が山梨県内の山林で見つかった事件で、死体遺棄容疑で逮捕された会社員堀俊哉(30)が「(野本さんの交際相手と)6月7～8日に奥多摩の方へ車で行った」と供述していることが、捜査関係者への取材で分かった。野本さんは7日夜から帰宅していないことから、警視庁捜査1課は直後に死亡したとみて調べている。

交際相手は、死体遺棄容疑で今月1日に再逮捕された自称防水業の渥美遼馬容疑者(31)＝横領罪で起訴＝で、堀容疑者とは高校時代からの同級生。堀容疑者は「渥美容疑者に頼まれて車で一緒

げは想定していなかったのが驚いた。発がん性のリスクが上がるメカニズムが確かであると評価された」とみられる。今後、日本国内でも今回の知見を積極的に取り入れていくべきだ」と指摘する。(松島京太)

## 渋谷ハチ公にあきた!

生誕100年祝い、全国から32匹

東京・渋谷に続けた、田犬「忠犬」100年を4トが2日、り、全国から「秋田犬」にぎわう渋谷に練り歩いた。「秋田犬」参加を募った分過ぎ、10年」のイベント関係者を散歩が始ま人々から「

## IARC モノグラフ(研究論文)は、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) およびペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の発がん性を評価しています。

世界保健機関 (WHO) のがん機関である国際がん研究機関 (IARC) は、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の発がん性を評価しました。

PFOA と PFOS は、ペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS) と呼ばれるフッ素化合物の大きなグループの中で広く使用されている化学物質であり、簡単には分解しないため「永遠の化学物質」と呼ばれることもあります。

11 か国の 30 人の国際専門家からなる作業部会が、IARC モノグラフプログラムによって招集され、2023 年 11 月 7 日から 14 日までリヨンで会議が開催されました。

公開された広範な文献を徹底的に検討した後、ワーキンググループは、PFOA をヒトに対して発がん性があるものとして(グループ 1)、PFOS をヒトに対して発がん性がある可能性があるものとして(グループ 2B) に分類しました。

最終評価の概要は現在、*The Lancet Oncology* のオンライン版に掲載されています。詳細な評価は、IARC モノグラフの第 135 巻として 2024 年に出版される予定です。

### 評価の結果

作業部会は、PFOA および PFOS のがん有害性評価を実施しました。

実験動物における発がんの十分な証拠と、曝露されたヒトにおける強力な機構的証拠(エピジェネティックな変化および免疫抑制)に基づいて、PFOA はヒトに対して発がん性があります(グループ 1)。また、ヒトのがん(腎細胞がんおよび精巣がん)に関する証拠は限られており、ヒト初代細胞および実験系における強力な機構的証拠(エピジェネティックな変化および免疫抑制、ならびに発がん物質の他のいくつかの重要な特性についても)もありました。

PFOS はヒトに対して発がん性がある可能性があります(グループ 2B)。これは、曝露されたヒトを含む試験システム全体にわたる強力な機構的証拠(エピジェネティックな変化と免疫抑制、および発がん物質の他のいくつかの重要な特性について)に基づいています。また、実験動物の癌に関する証拠は限られており、人間の癌に関する証拠は不十分でした。

### PFOA および PFOS への曝露

PFOA および PFOS は、最も辺鄙な地域であっても、環境中に遍在して存在します。また、特に食品包装、カーペット、建築資材、化粧品、調理器具、防水衣類、消火用泡などの幅広い製品に使用されており、その他にも多くの産業用途があります。PFOA と PFOS は、飲料水供給源、特にそれらが大量に生産または使用されている場所の近くでも検出されています。

曝露量が最も多いのは、PFOA または PFOS の製造に携わる労働者、またはこれらの化学物質を他の製品の製造に直接使用する労働者であると予想されます。経皮曝露の可能性もありますが、吸入が労働者の主な

暴露経路であると考えられています。一部の国でこれらの薬剤の使用に対する制限が施行されて以来、職業上の曝露は減少している可能性があります。制限を導入していない国では引き続き曝露が続く可能性があります。廃棄物管理における曝露は続いています。

PFOA と、さらに大部分の PFOS は、一部の消火泡（水性膜形成泡、AFFF と呼ばれる）に広く使用されており、特に空港や軍の消火活動や訓練で使用されています。これらの用途での PFOA および PFOS の使用は多くの国で禁止されていますが、AFFF の古い在庫が使用されている場合、消防士が PFOA および PFOS にさらされる可能性があります。

一般住民は主に食品と飲料水を介して、潜在的には消費者製品を介して曝露されます。汚染された現場では、一般住民の主な曝露源は飲料水です。

### **IARC モノグラフ分類**

IARC モノグラフ分類は、物質または薬剤ががんを引き起こす可能性があるという証拠の強さを示します。IARC モノグラフプログラムは、がんの危険性、つまりその物質ががんを引き起こす可能性を特定することを目指しています。たとえば、グループ 1 は証拠強度が最も高いカテゴリであり、ある物質ががんを引き起こす可能性があることを示しています。ただし、この分類は、さまざまなレベルまたはさまざまなシナリオでの曝露に関連するがんリスクのレベルを示すものではありません。同じ分類が割り当てられている物質または薬剤に関連する発がんリスクは、曝露の種類や程度、特定の曝露レベルでの薬剤の影響の大きさなどの要因に応じて大きく異なる可能性があります。

Zahm S, Bonde JP, Chiu WA, Hoppin J, Kanno J, Abdallah M, 他  
パーフルオロオクタン酸 (PFOA) およびパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) の発がん性。  
*Lancet Oncol*, 2023 年 11 月 30 日にオンライン公開。  
[https://doi.org/10.1016/S1470-2045\(23\)00622-8](https://doi.org/10.1016/S1470-2045(23)00622-8)

**人間らしく働くための九州セミナー実行委員会**  
**- 1年間の活動報告 -**

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 第26回定期総会 発言  
 2023年12月6日

事務局長 日高琢二

1

**コロナ禍でのセミナー開催(2020~2022)**

2020秋 学習企画
2021年秋 第31回セミナー
2022年秋 第32回セミナー

2

## 活動の軸に 「ジェン ダーと労 働」を掲げ て

- ・ジェンダーギャップ指数のランキングは146カ国中125位、先進国で最下位、「経済」分野123位、「政治」分野138位
- ・主要29カ国の「女性の働きやすさ」ランキングで、最下位の韓国に次いでワースト2位
- ・男女の賃金格差が大きい、非正規雇用に占める女性の割合が高い、管理職や専門職に占める女性の割合が低い
- ・セクハラやマタハラが横行し、女性の人格、尊厳、心身の健康を損ねている
- ・女性が人間らしく働きにくい社会は男性にとっても同じ
- ・構造的な女性差別にコロナ禍が追い打ち
- ・女性差別撤廃条約（性別役割分業の否定、偏見の撤廃、等）
- ・ILO「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」（2019）
- ・ジェンダー平等は国連SDGsの目標
- .....

3

## 第6回課題別セミナー（プレ企画） 「ジェンダーと健康」

6月10日（土） 10:30～17:00

- 新型コロナウイルス感染症において、エッセンシャルワーカーや経済的困難となっている非正規労働者は女性労働者が多く、さらに家事労働も多くは女性が担っている中で、DV被害の増大や女性の自殺率の上昇などコロナ禍はジェンダーバイアスを持っていることが明らかとなった。
- ハラスメントもジェンダーバイアスを持っている。
- 生理の貧困は社会的認知度が上がったが、生理が労働に与える影響に関する理解は不十分である。女性保護規定や生理休暇制度の歴史的変遷と実態の理解も重要である。
- 韓国では胎児に対する労災保険適応が2023年から開始される。

4

## プログラム

### ◇第1セッション

「ジェンダーの視点から考える労働と健康」

講師：北原照代准教授 滋賀医科大学・社会医学講座衛生学部門



### ◇第2セッション

「韓国労働者の流死産と2世の健康問題  
～ 胎児への労災保険制度導入と以後の課題 ～」

講師：キム・ヒョンジュ (Kim Hyun Joo) 教授  
梨花女子大学附属モクトン病院 職業環境医学科 教授



### ◇第3セッション

「生理休暇はなぜ日本に誕生したのか

～ 月経の近代史から考える労働者の権利・ジェンダー平等・労働環境

講師：田口 亜紗先生 成城大学民俗学研究所



5



第33回人間らしく働くための九州セミナー  
in宮崎

11月18日(土)・19日(日)  
於) 宮崎市民プラザ

### 基本コンセプト

「性差別と人間らしく働く権利  
～ジェンダー平等社会を  
一緒に創ろう!～」

会場参加:420、Web参加:130 計550人

6

### 現地実行委員会で学習を重ねる



7

### 報告集作成とアンケート調査の取り組み



報告集(全263ページ)

「性別平等・ジェンダー平等」に関するアンケート(個人用)  
回答数:442

同(労働組合用)  
回答数:50

8



## 記念講演 ①

「居場所」のない男、「時間」がない女  
～「時空の歪を越えるために」  
私たちができることを考える～

講師 水無田気流氏（國學院大學経済学部教授）



<プロフィール>  
1970 年神奈川県横浜市生まれ、詩人、社会学者。早稲田大学大学院社会科学部研究科博士後期課程単位取得満期退学。現在、國學院大學経済学部教授。主にジェンダー論、文化・家族社会学論。詩集『平成平和 senjicoose』思潮社・2005 年。『2 境』思潮社・2006 年。第 49 回映翠賞受賞。評論に『「居場所」のない男、「時間」がない女』(ちくま文庫・2020 年)、『多様な社会はなぜ難しいか日本の「ダイバーシティ」進化論』(日本経済新聞出版・2021 年)など著書多数。テレビや新聞等でも活躍中。



9

## <パネルディスカッション> 「ジェンダー平等社会を私たちの手に」

コーディネーター  
**成見 穂子 (なるみ ありこ) さん**

パネリスト

**足立 佳代 (あだち かの) さん**  
公立自由中学校教諭。在職中に女性の活躍やジェンダー平等について学び、「性別で分けない活躍」の推進等に努めた。異が価値する男女共同参画型推進員として男女共同参画に関する講演や研究発表等の講演を形める。現在福岡県男女共同参画推進委員。

**太田 華斗 (おおた はやと) さん**  
京都府立府立総合支援センター (入職 5 年)。男女平等の推進員として活動中。今年 4 月女子が誕生し買物 1 年予定の母親。育児奮闘中。

**Sascha Klöpper (サスカ・クリンガー) さん**  
旧東ドイツ・ドレスデン出身。ベルリン自由大学で日本学と文化人類学の修士課程。2009 年から 2014 年まで福岡市の国際交流員を務める。2014 年からアムエルの企画 (宮崎県) 課長に就任。途中京橋市内の大学でドイツ語の専攻勉強。部長退任後の現職は小学校の外国語活動アシスタント。英語・ドイツ語講師。ニュースクラブ運営など活動中。

**沼田 悠実 (ぬまた ゆま) さん**  
京府公立大学でジェンダー論、メディア論を学び、東京大学大学院社会学部社会学専攻博士前期課程で社会学修士取得。博士後期課程中。マス・コミュニケーション研究、メディア研究。現在京府公立大学専攻科専攻で非常勤講師を務める。民間学術団体「ジェンダー平等推進委員会」の理事。民間でフェリスカール「Blue Bench」の活動開始。今年度から京府男女共同参画社会づくり推進委員。

**松田 幸子 (まつた さちこ) さん**  
弁護士。2012 年弁護士会会長。2013 年日本選抜委員。日本連立女性参事会理事兼副会長等就任。防災・災害対策、マラソン・セハラ訴訟。家事事件など多く手案件。京府法制推進委員兼京府共済理事委員長を務める。



10

## 記念講演 ②

**職場におけるハラスメント  
ジェンダー平等を阻むもの**

講師 角田由紀子氏（弁護士）



「講師 角田由紀子氏」

＜プロフィール＞  
1962年生まれ。1987年、東京大学文学部卒業。1975年、弁護士登録。1988年より東京・強姦救済センターの法律アドバイザー。セクシャル・ハラスメント、キャンパス・セクシャル・ハラスメントなど女性の権利に関する事件を多く手がけられる。1987年に福岡地裁に初めて受託したセクシャル・ハラスメント裁判の原告代理人の一人であった。著書に『性的虐待学』（有斐閣・1991年）、『女性・暴力・人権』（共著・学芸書房・1994年）、『アドメスティック・バイオレンス』（共著・有斐閣・1998年）、『他と法律』（法政新書・2012年）、編著書として『職場セクシュアル・ハラスメント宣言』（かもがわ出版・2021年）など。



11

## 分科会

テーマ別分科会 座長一覧

分科会	テーマ	宮崎現地		代表世話人会	
		氏名	所属	氏名	所属
第1	ハラスメントのない職場をめざして	小牟田佳知子	宮崎民医連	西田隆二（現地）	弁護士
第2	多様性を尊重できる職場づくり ～性的マイノリティの視点から考える～	松本朋美	いの健宮崎	井樋口美香子	いの健沖縄
第3	病気になった労働者の働く権利・休む権利	三好里美	宮崎民医連	福山慶司	全労連九プロ
第4	労災職業病 ～じん肺、アスベスト、振動障害など	永友英之	宮崎民医連	高田正矢	建文労九州支部
第5	職場の労働安全衛生活動	梶 美貴	宮崎民医連	大塚正一	長崎労健徳
第6	多様な働き方と健康	大田原哲弥	宮崎民医連	井下 颯	弁護士
第7	医療・介護・福祉の現場から見た労働者の健康（1）	井上友香	宮崎民医連	舟越光彦	いの健福岡
第8	医療・介護・福祉の現場から見た労働者の健康（2）	奥根富美代	宮崎民医連	田中直光	医労連九州総

12

### 8つの分科会で討論



13

### 閉会式



14